



第113期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

グランフロント大阪
ナレッジキャピタル
コングレコンベンションセンター
（北館 地下2階）

決議事項	第1号議案	剰余金処分の件
	第2号議案	取締役6名選任の件
	第3号議案	社外取締役を除く取締役 の金銭報酬枠改定の件
	第4号議案	社外取締役を除く取締 役に対する株式報酬制 度の一部改定の件

郵送又はインターネットによる議決権行使期限

2025年6月23日（月曜日）午後5時30分まで

株主総会ご出席株主さまへのお土産のご用意は
ございません。何卒ご理解くださいますよう
お願い申し上げます。

参天製薬株式会社

証券コード：4536

基本理念

天機に参与する

自然の神秘を解明して人々の健康の増進に貢献するということを意味しています。※

※中国の古典「中庸」の一節をSantenが独自に解釈したもので、社名「参天」の由来でもあります。

WORLD VISION

Happiness with Vision

世界中の一人ひとりが、Best Vision Experience を通じて
それぞれの最も幸福な人生を実現する世界を創り出したい。



■ 株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社第113期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当社は、「天機に参与する」という基本理念に基づき、眼科領域における専門性と患者さん視点から創出される製品やサービスを通じて、患者さんの今と将来の目にかかわる課題を解決することで、人々の「Happiness with Vision」の実現に貢献したいと考えております。

2024年度は、一部製品の供給や、例年に比べ大きな薬価改定及び長期収載品の選定療養化などの影響があったものの、国内での成長や海外事業の貢献により、2025年度に達成を目指していた収益性に関する全社数値目標を2期連続で上回りました。また、日本初となる近視進行抑制点眼剤リジュセアミニ点眼液0.025%の製造販売承認を2024年12月に取得し、2025年4月に発売、欧州においても近視進行抑制点眼剤として開発しているRyJuneaが医薬品委員会の承認勧告を受領するなど、中長期成長をけん引する新製品開発にも進展がありました。

2025年5月には、2029年度までの中期経営計画を発表しました。2029年度に向けては海外地域におけるリーダーポジションの確立や、近視・眼瞼下垂の市場創造と海外展開により成長するとともに、中長期での成長を支える製品・開発品を拡充してまいります。当社は世界の製薬企業の中でも、眼科領域に特化して取り組んでいる数少ないユニークなグローバル企業であり、今後もSanten独自のビジネスモデルにより、グローバルでの着実な利益成長を実現します。

これからも、基本理念を大切に、患者さんや医療従事者のニーズを理解しながら、人々の眼疾患及び眼病予防に対して製品・サービスを提供し、当社と社会の持続的な発展を目指してまいります。

株主の皆さまのより一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。



2025年6月

代表取締役社長兼CEO

河原 毅

2035年までに目指す姿及び2025-2029年度中期経営計画

2035年までに目指す姿

“Santen Commercial Excellence” を軸に
世界の患者さんと眼科コミュニティから信望を集める
眼科のリーディングカンパニー

<Santenグループのビジネスモデル>



<成長戦略>

- 2029年度までの5年間において、これまで培ってきた強みを活かして、「Santenグループのビジネスモデル」の展開を全地域でさらに強化。
- 眼科市場をリードする企業としての信望を集め、持続的な成長基盤を確立するため、6つのイニシアチブを推進。

短中期 売上成長

1. 海外地域（EMEA・アジア・中国）におけるリーダーポジションの確立
2. 近視・眼瞼下垂疾患の市場創造と海外展開

中長期 売上成長

3. Rxポートフォリオ・パイプラインの強化

事業基盤の 継続強化

4. 安定供給・サプライチェーンの整備
5. コストの持続的適正化
6. 人材・組織とデジタル・ITの強化

株主各位

証券コード：4536

2025年6月2日

(電子提供措置の開始日 2025年5月26日)

大阪市北区大深町4番20号
参天製薬株式会社
代表取締役社長兼CEO 伊藤 毅

第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第113期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.santen.com/ja/ir/stock/meeting>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「参天製薬」又は証券「コード」に「4536」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、**2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時** 2025年6月24日（火曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
- 2 場 所** 大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪ナレッジキャピタル コングレコンベンションセンター（北館 地下2階）
- 3 目的事項** **報告事項** 1. 第113期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第113期（2024年4月1日
から2025年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項** 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 社外取締役を除く取締役の金銭報酬枠改定の件
第4号議案 社外取締役を除く取締役に対する株式報酬制度の一部改定の件
- 4 招集にあたっての決定事項** 7～8頁 議決権行使等のご案内をご参照ください。

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎株主さまへ送付する書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。

なお、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。

【事業報告】新株予約権等に関する事項、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【連結計算書類】連結持分変動計算書、連結注記表

【計算書類】株主資本等変動計算書、個別注記表

なお、監査役が監査した事業報告、並びに監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、送付した書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記事項になります。

議決権行使等のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの重要な権利です。

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類(11～35頁)をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使のお願い



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示のうえ、
2025年6月23日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネットによる議決権行使

議決権行使サイトにアクセスして、2025年6月23日(月曜日)
午後5時30分までにご行使ください。(行使のお手続きは次頁をご参照ください。)

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

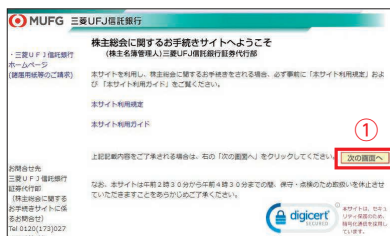
議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会におけるインターネット等による議決権行使の方法として、次頁のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

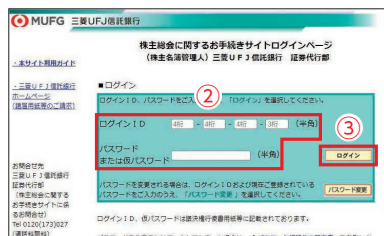
インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)をご利用いただくことによってのみ可能です。(毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱い休止となります。また、株主さまのインターネット環境によっては、ご利用できない場合もございます。)

議決権行使ウェブサイトのご利用方法



議決権行使ウェブサイトへ
アクセスする
(<https://evote.tr.mufig.jp/>)

①「次の画面へ」をクリック



ログインする

- ② お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック

スマートフォンでの議決権行使は、
「ログインID」「仮パスワード」の
入力が不要になりました!

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。



▶ 以降、画面の案内に従って賛否
をご入力ください。

注意 事項

- 書面(議決権行使書)の郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用(インターネット接続料金・通信料金等)は株主さまのご負担となります。
- インターネットによる議決権の行使は、2025年6月23日(月曜日)午後5時30分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。
- パスワードの取扱い
 - 1.株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
 - 2.パスワードは議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱いいただきますよう、お願い申し上げます。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関する
お問合せ先(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-173-027 (通話料無料/受付時間 午前9時から午後9時まで)

ライブ配信及び事前のご質問受付のご案内

当日ご来場いただけない株主の皆さまがご視聴いただけるように、インターネットで株主総会の模様をライブ配信いたします。

また、株主さまより本株主総会の目的事項等に関する事前のご質問をお受けいたします。

1. 配信日時

2025年6月24日（火曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

※配信ページは、株主総会開始時刻の30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

2. 事前のご質問受付期間

本招集ご通知到着時から**2025年6月16日（月曜日）午後5時30分**まで

3. 事前のご質問登録・総会模様ご視聴方法

株主さま専用サイト「Engagement Portal」 <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>
(以下、本サイト) からご登録・ご視聴いただけます。

本サイトのアクセス方法ご案内

1. QRコードの読み取りによりログインする場合

<<同封の議決権行使書裏面（イメージ）>>



2. 個別のログインID・パスワードによりログインする場合

<<株主さま認証画面（ログイン画面）>>



- 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセス
- ①同封の議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力
 - ②利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェック
 - ③「ログイン」ボタンをクリック

(画面はイメージです。編集等により、実際の画面とは異なる場合がございます。)

本サイトに関する
お問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-676-808（通話料無料／受付時間 土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

事前のご質問ご登録方法

- ①ログイン後、本サイトに表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。
 - ②画面の案内に従い、ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約にご同意のうえ、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
 - ③ご質問内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。
- ※事前に頂戴したご質問のうち、多くの株主さまのご関心が高いと思われるものについて、株主総会当日にご回答させていただく予定です。
- なお、頂戴したご質問全てに必ずご回答することをお約束するものではありません。また、ご回答に至らなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので、併せてご了承ください。

ライブ配信のご視聴方法

株主総会当日に本サイトへログイン後、画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、ライブ視聴等に関する利用規約にご同意のうえ、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

※配信ページは、株主総会開始時刻の30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

4. 株主総会へご出席される株主さまへのご案内

ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主さまのプライバシー等に配慮し、スクリーン映像及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございます。ご了承ください。

5. ご留意事項

- ①ライブ配信のご視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権のご行使、ご質問、動議のご提出はすることができません。事前にご質問されたい場合は、上記の「事前のご質問ご登録方法」をご参照ください。議決権につきましては、7～8頁「議決権行使等のご案内」をご確認いただき、事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。
 - ②ライブ配信のご視聴は、株主さまご本人のみに限定させていただきます。
 - ③ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は固くお断りいたします。
 - ④インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。
 - ⑤ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
 - ⑥視聴用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
- *Internet Explorerはご利用いただけませんのでご注意ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

1. 期末配当に関する事項

利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の最重要事項の1つと位置付けており、累進配当を継続することで利益成長に伴う増配により直接還元を行うとともに、機動的な自社株買いを通じた利益還元も実施します。

当期の期末配当

当期の期末配当は、1株につき19円といたしたく存じます。
これにより、中間配当金（1株につき17円）を含めました年間配当金は、前期に比べて3円増配の1株につき36円となります。

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金19円 総額 6,487,043,992円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月25日

2. 剰余金の処分に関する事項

株主の皆さまへの安定的な還元策を可能とするため、以下のとおり別途積立金を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えさせていただきたいと存じます。

- ① 減少する剰余金の項目とその額 別途積立金 500億円
- ② 増加する剰余金の項目とその額 繰越利益剰余金 500億円

第2号議案 取締役6名選任の件

本年定時株主総会終結の時をもって、取締役8名全員が任期満了となります。
当社は、2025年度からの新中期経営計画「2025-2029年度中期経営計画」の開始にあわせ、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資するよう、取締役会の構成を見直し、社内取締役1名、社外取締役1名を減員し、取締役6名の選任をお願いいたしたく存じます。
なお、取締役候補者の選任につきましては、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である指名委員会にて審議し、取締役会にて決定しております。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		現在の当社における地位及び担当			
1	いとう 伊藤	たけし 毅	再 任	代表取締役社長兼CEO		
2	なか じま 中島	り え 理恵	再 任	取締役 執行役員COO		
3	くり はら 栗原	いっ ぺい 逸平	再 任	取締役 執行役員 日本事業統括兼グローバル コマーシャル ストラテジー		
4	い か が 伊香賀	まさ ひこ 正彦	再 任	社外取締役 候補者	独立役員	社外取締役
5	きく おか 菊岡	みのる 稔	再 任	社外取締役 候補者	独立役員	社外取締役
6	くろ だ 黒田	ゆ き こ 由貴子	新 任	社外取締役 候補者	独立役員	—

候補者番号

1

いとう
伊藤

たけし
毅

再任

生年月日 1959年7月16日

所有する当社株式の数 100,222株

略歴、地位、担当

1982年4月	当社入社	2016年4月	当社 専務執行役員 日本事業担当兼医薬事業部長
1999年7月	当社 事業開発本部事業開発室長	2017年6月	当社 取締役
2001年5月	当社 研究開発戦略統括企画室長	2019年4月	当社 日本事業統括兼眼科事業部長
2002年12月	当社 研究開発本部研究開発統括部長	2022年4月	当社 代表取締役副社長
2007年4月	当社 サージカル事業部長	2022年9月	当社 代表取締役社長兼CEO (現任)
2012年4月	当社 執行役員 医薬事業部医薬営業統括部長		
2014年4月	当社 常務執行役員 医薬事業部長		

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者の選任理由

伊藤毅氏につきましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解するとともに、研究開発、サージカル事業、医薬事業等を経て、2012年から執行役員、2014年から常務執行役員医薬事業部長、2016年から専務執行役員日本事業担当兼医薬事業部長、2019年から専務執行役員日本事業統括兼眼科事業部長、2022年4月から代表取締役副社長、2022年9月より代表取締役社長兼CEOとして企業価値向上に貢献しております。また、取締役会では、社長兼CEOとして決議事項・報告事項について説明責任を果たすとともに、議案全般において積極的に発言し、議論の質の向上に貢献することにより、取締役会の意思決定に寄与しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

なか じま

り え

2

中島

理恵

再 任

生年月日 1977年12月12日

所有する当社株式の数

59,843株

略歴、地位、担当

2000年4月	トヨタ自動車株式会社入社	2020年11月	Merck & Co., Inc. バイスプレジデント オルガノン ストラテジー・イノベーションリード
2008年8月	ボストンコンサルティンググループ入社	2021年6月	Organon & Co. バイスプレジデント ストラテジー・イノベーションリード
2011年8月	MSD株式会社入社	2023年3月	当社入社 執行役員COO
2015年1月	同社 循環器脂質・動脈硬化領域マーケティング統括部長	2023年6月	当社 執行役員COO兼北米事業統括
2016年6月	同社 執行役員 経営戦略部門統括兼長期収載品事業担当	2024年4月	当社 執行役員COO兼中国事業統括
2017年1月	同社 執行役員 経営戦略・コマーシャルエクセレンス部門統括兼長期収載品事業担当	2024年6月	当社 取締役 執行役員COO (現任)
2018年1月	同社 執行役員 経営戦略・コマーシャルエクセレンス部門統括兼長期収載品事業担当兼流通担当		
2019年1月	MSD台湾 社長		

重要な兼職の状況

Santen Holdings U.S. Inc. 取締役
Santen Inc. 取締役
参天製薬（中国）有限公司 董事

取締役候補者の選任理由

中島理恵氏につきましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解するとともに、2023年から執行役員COO兼北米事業統括、2024年6月から取締役 執行役員COOとして企業価値向上に貢献しております。また、取締役会では、議案全般において積極的に発言し、議論の質の向上に貢献することにより、取締役会の意思決定に寄与しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



株主総会参考書類

候補者番号

3

くり はら

栗原

いっ ぺい

逸平

再 任

生年月日 1981年1月2日

所有する当社株式の数

19,007株

略歴、地位、担当

2005年4月	株式会社サイバード入社	2022年9月	当社 執行役員 日本事業統括兼眼科事業部長兼マーケティング統括部長
2008年3月	A.T.カーニー株式会社入社	2024年4月	当社 執行役員 日本事業統括
2013年4月	株式会社ハイコンサルティンググループ（現 コーン・フェリー・ジャパン株式会社）入社	2024年5月	当社 執行役員 日本事業統括兼グローバル コマーシャル ストラテジー
2015年4月	当社入社	2024年6月	当社 取締役 執行役員 日本事業統括兼グローバル コマーシャル ストラテジー（現任）
2018年4月	当社 サージカル事業部サージカル開発・戦略統括部統括部長		
2019年4月	当社 日本事業戦略企画統括部統括部長		
2021年4月	当社 執行役員 眼科事業部マーケティング統括部長		

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者の選任理由

栗原逸平氏につきましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解するとともに、サージカル事業、日本事業等を経て、2021年から執行役員眼科事業部マーケティング統括部長、2022年から執行役員 日本事業統括兼眼科事業部長兼マーケティング統括部長、2024年6月から取締役 執行役員 日本事業統括兼グローバル コマーシャル ストラテジーとして企業価値向上に貢献しております。また、取締役会では、議案全般において積極的に発言し、議論の質の向上に貢献することにより、取締役会の意思決定に寄与しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

4

いが 伊香賀

まさ ひこ 正彦

再任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日 1955年5月14日

在任年数 1年（本株主総会終結時）

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況 13/13回（100%）

略歴、地位、担当

1979年10月	等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所	2010年10月	同社 取締役会長
1988年3月	公認会計士登録	2013年11月	有限責任監査法人トーマツ CSO
1988年5月	等松トウシュロスコンサルティング株式会社（現 アビームコンサルティング株式会社）取締役	2016年3月	同監査法人パートナー退任
1990年5月	等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）パートナー	2016年4月	伊香賀正彦公認会計士事務所 代表（現任）
1993年4月	トーマツコンサルティング株式会社（現 デロイト トーマツコンサルティング合同会社）取締役	2016年5月	プラジュナリンク株式会社 代表取締役（現任）
2000年3月	同社 代表取締役社長	2016年6月	森永乳業株式会社 社外監査役
		2017年3月	ヤマハ発動機株式会社 社外監査役
		2017年6月	リョービ株式会社 社外取締役（現任）
		2022年6月	当社 社外監査役
		2024年6月	当社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

伊香賀正彦公認会計士事務所 代表
 プラジュナリンク株式会社 代表取締役
 リョービ株式会社 社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

伊香賀正彦氏につきましては、公認会計士としての財務及び会計に関する知見と、企業経営者としてグローバル化を推進されるなど幅広い国際経験と見識を有しております。取締役会では、全社的な見地で適切な意見を述べ、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって1年間であります。

その他特記事項

- ・当社は、伊香賀正彦氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。
- ・当事業年度開催の取締役会13回のうち3回は監査役として出席しております。



株主総会参考書類

候補者番号

きく おか

みのる

5

菊岡

稔

再 任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日 1962年9月8日

在任年数 1年（本株主総会終結時）

所有する当社株式の数 0株

取締役会への出席状況 10/10回（100%）

略歴、地位、担当

2004年9月 日東電工株式会社 経営企画部
部長兼Nitro Americas社
副社長
2006年4月 同社 メンブレン事業部長兼米
Hydranautics社 CEO
2011年7月 同社 経営統括部門 理事
2014年10月 日本電産株式会社（現 ニデッ
ク株式会社）常務執行役員
2017年4月 株式会社ジャパンディスプレイ
入社
2019年5月 同社 常務執行役員CFO

2019年9月 同社 代表取締役社長兼CEO
2020年8月 同社 代表執行役社長兼CEO
2021年1月 いちごアセットマネジメント
株式会社 シニアアドバイザー
2022年3月 アステラス製薬株式会社 専務
担当役員CFO
2023年4月 いちごアセットマネジメント
株式会社 シニアアドバイザー
2024年6月 当社 社外取締役（現任）



重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者の 選任理由及び 期待される役割

菊岡稔氏につきましては、複数のグローバル組織でCFOやCEOとしてリーダーシップを発揮されるなど財務・会計や企業経営に関する幅広い知識・経験を有しております。取締役会では当社のグローバルな事業展開等に対して適切な意見を述べ、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって1年間であります。

その他特記事項

当社は、菊岡稔氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

候補者番号

6

くろ だ

黒田

ゆ き こ

由貴子

新 任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日 1963年9月24日

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当

1986年4月	ソニー株式会社 入社	2018年6月	株式会社セブン銀行 社外取締役（現任）
1991年1月	株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング 代表取締役		※2025年6月23日退任予定
2010年6月	アステラス製薬株式会社 社外監査役	2018年6月	テルモ株式会社 社外取締役
2011年3月	株式会社シーエーシー（現 株式会社CAC Holdings） 社外取締役	2022年6月	株式会社大林組 社外取締役（現任）
2012年4月	株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング 取締役・ファウンダー	2022年8月	日本オラクル株式会社 社外取締役（現任）
2013年6月	丸紅株式会社 社外取締役	2024年4月	株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング 顧問・ファウンダー（現任）
2015年6月	三井化学株式会社 社外取締役	2025年4月	積水ハウス株式会社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング 顧問・ファウンダー
株式会社大林組 社外取締役
日本オラクル株式会社 社外取締役
積水ハウス株式会社 社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

黒田由貴子氏につきましては、会社経営に携わった豊富な経験とグローバル人材の育成における幅広い経験と知見を有しております。同氏には、企業経営の経験者としての視点及びグローバル人材の育成やサステナビリティにおける豊富な見識等に基づき、取締役会において適切な意見を述べる事が期待できることから、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

その他特記事項

- ・当社は、本議案において黒田由貴子氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員となることを東京証券取引所に届け出ております。
- ・黒田由貴子氏の戸籍上の氏名は、松本由貴子です。



- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち伊香賀正彦、菊岡稔及び黒田由貴子の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社で不当な業務執行が行われた事実について
菊岡稔氏が2019年9月から2020年12月まで代表取締役社長兼CEO又は代表執行役社長兼CEOを務めていた株式会社ジャパンディスプレイは、過年度の決算において不適切な会計処理を行っていたことが判明し、2020年4月に有価証券報告書等の訂正を実施いたしました。これを受けて、同社は、同氏退任後の2021年2月25日付で金融庁より課徴金納付命令の決定を受けております。同氏は、上記事実が判明するまで当該事実を認識しておらず、当該事実判明後は全容解明と再発防止等につき陣頭指揮を執られました。なお、第三者委員会の調査報告書においても、同氏に対する法的責任は認められておりません。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性を確保するために、現行定款第27条において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である伊香賀正彦及び菊岡稔の両氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しており、本議案において再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続することを予定しております。また、社外取締役候補者である黒田由貴子氏につきましても、本議案において同氏の選任が承認された場合には、同氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結することを予定しております。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 役員等賠償責任保険契約について
当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、損害賠償請求がなされたことにより被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用、求償権保全協力費用など）を填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
- ・保険対象となる会社：
当社及び全ての会社法上の子会社、また過去に存在したが当社の事業活動に伴い清算した法人や吸収した法人で、現時点で法人格として存在しない子会社も含む。
 - ・被保険者：
保険対象となる会社の取締役、監査役、従業員（管理・監督者の地位にある、役員と共同被告として訴えられているなど）、退任した役員を含む被保険者の配偶者など。
- 全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。
本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役役に就任した場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。

1. 取締役及び監査役候補者の選任にあたっての方針及び手続

①取締役候補者の選任

当社は、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である指名委員会において取締役候補者の選任について審議し、その結果の提言を受けた取締役会が取締役候補者を決定しております。指名委員会の審議におきましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解したうえで、別途開示しておりますスキルマトリックスに記載のとおり、社内取締役については、卓越した専門性を有すること、経営の視点に立って意思決定に参画し、執行を監督できることなどを選任の指針としており、社外取締役については、企業経営の経験を有するか、あるいは企業経営に関する専門的な見識を有することによって、取締役会の議論の質の向上に貢献することができること、当社が定める独立性基準を満たしていることなどを選任の指針としております。

②監査役候補者の選任

当社は、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である指名委員会において監査役候補者の推薦について協議し、監査役候補者として推薦された者について、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が監査役候補者として決定しております。監査役会が同意するにあたりましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解したうえで、別途開示しておりますスキルマトリックスに記載のとおり、社内監査役については、倫理観・公正観を有していること、いずれかの領域で高い職務遂行経験を有することなどを判断の指針としており、社外監査役については、学術、法曹、会計又は経営の経験があり、それぞれの分野で豊富な経験と知識並びに高い専門性を有していること、当社が定める独立性基準を満たしていることなどを判断の指針としております。

2. 社外取締役及び社外監査役の独立性基準

当社は、「独立性」を有すると判断するための基準について、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、コーポレート・ガバナンスの一層の強化並びに経営の透明性及び客観性の向上の観点から、社外取締役及び社外監査役（以下、あわせて「社外役員」という）と当社及び当社の関係会社（以下、あわせて「Santenグループ」という）との間に利害関係がなく、「独立性」を有すると判断するための基準について、以下のとおり、定めております。

- ①過去、Santenグループの取締役、監査役又は従業員でないこと（但し、独立役員を除く）。
- ②過去3年以内に、個人又は法人を問わず、Santenグループの業務に直接関与し、年間1千万円以上の金銭その他の財産を得たことがあるコンサルタント、会計専門家、又は法律専門家でないこと。
- ③過去3年以内にSantenグループに対する売上高が、当該会社の年間売上高の2%以上を占める会社の取締役等（執行役員など取締役に準ずる者を含む、以下同じ。）であったことがないこと。また、過去3年以内に当該会社に対する売上高が、Santenグループの年間売上高の2%以上を占める会社の取締役等であったことがないこと。
- ④Santenグループが発行済株式総数の10%以上を保有する会社、又は当社の発行済株式総数の10%以上を保有する会社の取締役等でないこと。
- ⑤Santenグループのメインバンク、主幹事証券会社又は主要取引生命保険もしくは損害保険会社の取締役等に就任したことがないこと。
- ⑥Santenグループの役員（但し、独立役員を除く）、又は上記①～⑤のいずれかに該当する者の配偶者もしくは3親等以内の親族でないこと。
- ⑦その他、社外役員としての職務を執行するうえで重大な利益相反を生じさせるような事項又は社外役員としての判断に影響を及ぼすおそれのあるような関係がないこと。

取締役会実効性評価結果

当社の取締役会は、取締役会の役割・機能をさらに向上させることを目的に、2024年度の実効性について評価を行いました。その結果の概要は以下のとおりです。

（評価方法）

まず、以下の項目について取締役・監査役に対する評価アンケートを実施いたしました。設問毎に4段階で定量評価するとともに、自由記述コメントも記入する方式としております。そのうえで、アンケートでの回答内容をさらに深く理解するため、社外取締役及び社外監査役全員への個別インタビューを行い、これらを踏まえて2025年3月に開催された取締役会において評価結果を議論いたしました。

〔アンケートにおける大項目〕

1. 取締役会の構成と運営
2. 経営戦略と事業戦略
3. 企業倫理とリスク管理
4. 業績モニタリングと経営陣の評価報酬
5. 株主等との対話

この実効性評価の実施、分析においては、第三者機関の支援を得ることで評価の質的向上を図っております。

（結果の概要）

当社取締役会は、2024年度の実効性が確保されていると評価いたしました。その理由はアンケート評点の全体平均が「概ねできている」との評価であるとともに、設問項目毎の評点においても「できている」「概ねできている」との回答が高い割合（8割超）を占めたためです。とりわけ以下の項目については、アンケート及び個別インタビューにおいて高い評価が得られました。

- ・ 独立社外取締役は、十分な割合を占め、必要に応じて、経営陣に対し、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、その執行の確度を高めるべく建設的に意見し、必要がある場合は異議を唱えることができている
- ・ 中長期的な経営戦略等の重要な議案の審議に注力するため、個別の業務執行の決定に関する議案などについて執行側に適切に決定権限を委譲している

また、今回の評価では、政策保有株式の適否の検証結果が着実に遂行されていることが確認されたとともに、企業倫理とリスク管理に関する項目の評価が大きく伸長しました。前回の結果を受けてリスクの特定、責任の所在の明確化と体制整備が進んでいることが、評価にも反映されたものと考えております。

上述のような実効性の発揮がみられる一方で、「取締役会の役割、取締役会における議論とは」という原点に立ち返り、内容と頻度の観点で、どのように議論を充実させるべきかの示唆もみられました。特に、コーポレート・ガバナンスの観点で取締役会の中核機能となる指名・幹部報酬について取締役会の議論をより充実させること、そして中期経営計画の初年度として、その実現のための重要施策である研究開発・製品ポートフォリオや、DX推進、人材開発等についての進捗状況を適時適切にモニタリングしていくことが、二大テーマになってくると受け止めております。

(今後の取り組み)

以上の結果を受けまして、以下の取り組み内容が確認されました。

- ・ 指名・幹部報酬委員会から取締役会への議論の状況の共有
両委員会が答申し取締役会に諮られる議題について、両委員会における検討の経緯や議論のポイントなどの背景説明を充実させ、取締役会での議論の実効性をより高めます。また、以前より、各委員会の年間活動計画が取締役に報告され、共有が図られてきましたが、今後は、その取り組みに加えて、議題によっては、各委員会での検討計画や途中経過を、決議提案に先立って前広に取締役会に報告する機会を適宜設けてゆくこととしました。一例としましては、
 - 役員の指名、役員報酬の決定：提案内容に至った背景の説明、報酬に関するベンチマーク等の説明のさらなる充実
 - 新任取締役候補者の検討状況：取締役会全体としてのあるべきスキルマトリックスに照らして、どのようなスキルや知見をお持ちの方を想定しているか、検討計画、進捗状況についてのより前広な説明のさらなる充実
 - 社長のサクセッションプランの検討状況：選定基準、検討プロセスとタイムライン等、フレームワーク等についてのより前広な説明といったものを想定しております。
- ・ 中期経営計画達成及びさらなる持続的成長の実現に向けての各種施策のモニタリング手法の更新
経営モニタリングにつきましては以前よりその継続的な改善に取り組んでまいりましたが、中期経営計画の初年度に際し、その達成に向けて、各種重要施策のモニタリング手法の質的向上を図ってまいります。とりわけ、
 - 製品ポートフォリオ戦略：パイプライン価値の増減、主要開発プロジェクトの進捗状況、新規アセット獲得の方針及び活動状況を定期的にモニターするとともに、長期的目途継続的成長を見据えた領域戦略及び競争力確保に関する議論の充実
 - 中期経営計画達成に向けた重要テーマ：人材、DX戦略等、これまでの網羅的報告に加え、中期経営計画実現に向け特に重要なテーマを掘り下げた報告や、中期経営計画策定・実行の中で出てきた課題を取り上げた報告、議論の深掘りを取締役会又は戦略審議委員会にて行ってまいります。

今年度は、主な取り組み課題として上述の二大テーマに焦点をあて、取締役会の実効性を向上させてまいります。

当社は、内外の変化に対応し継続的に企業価値を高めるためには、取締役会をはじめとするガバナンスの向上が不可欠と考えております。本評価結果に基づき、引き続き取締役会機能の向上に取り組んでまいります。

取締役・監査役のスキルマトリックス

当社は、持続的な企業価値向上に向けた実効性のあるガバナンス体制を確立するにあたり、①取締役会において取締役及び監査役が、経営戦略の妥当性及び実現にあたってのリスク等を多面的に審議するとともにその執行状況を適切に監督すること、②監査役が、取締役の職務執行について、適法性の観点に加え意思決定プロセスの妥当性・ガバナンスの有効性も視野に入れた監査を行い、取締役会と執行部門の機能強化への提言を行うこと、の両面を重要と考えています。

また、当社は新しく策定した中期経営計画のもと、眼科領域に特化したグローバルカンパニーとして、高い確度での製品開発と収益の確保により堅実なグローバル成長を追求し、製品価値の最大化による最適な眼科医療の提供と眼科医療のイノベーションを実現していきます。

当社は、取締役・監査役に関し、当社基本理念へ共鳴し、上述の方向性と合致する人材を求め、その際、下表の知識・経験・能力を特に重要と考えております。ライフサイエンス事業、グローバルな視点及び適切な経営管理に加え、今後、サステナビリティに関する領域等にもさらに力点を置き、多角的な観点で経営に助言、監督が行えるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる人材を登用することでバランスと多様性を確保し、性別、年齢、国籍、人種又は民族等の区別を設けず、人物本位を重視しています。また、取締役・監査役ともに、取締役会の議論の客観性及び、監査役会については監査の独立性・中立性をも高めるため、その半数以上を社外役員により構成しています。

取締役・監査役 (現任・候補者含む)			企業経営	ライフサイ エンス事業	医療現場・ 患者様理解	グローバル リーダーシップ	財務・会計	法務・ リスク管理	サステナビリティ
取 締 役	伊藤 毅 (代表取締役)	再任	●	●	●				
	中島 理恵 (取締役)	再任		●		●			●
	栗原 逸平 (取締役)	再任		●	●				
	伊香賀 正彦 (社外取締役)	再任	●				●	●	
	菊岡 稔 (社外取締役)	再任	●			●	●		
	黒田 由貴子 (社外取締役)	新任	●			●			●
監 査 役	井阪 広 (常勤監査役)			●	●				
	朝谷 純一 (社外監査役)			●			●	●	
	穂高 弥生子 (社外監査役)					●		●	●
	宗像 雄一郎 (社外監査役)						●	●	●

各人保有スキルのうち、とりわけ強みのあるもの／当社事業との関連性が強いものを2～3個（最大3個）記載しています。

政策保有株式に対する考え方

当社は、投資有価証券全体の保有限度額を設定しており、その範囲内において、事業展開上必要不可欠なパートナーの株式に限定して保有しています。また、少なくとも年に1回、取締役会において、これらの基準による保有限度額以内となっているかどうか、また、個別銘柄について、当社との事業関係の強化のつながりがあることによる保有の便益が投資株式の保有を通じた投資額や投資リスクを踏まえてもなお優先されるべきものであるかを検証し、保有を見直すべきと判断された銘柄は、売却を実施しています。

なお、2024年度は1銘柄の全売却を実施し、売却後、純資産に占める政策保有株式の割合は2.8%となります。

第3号議案 社外取締役を除く取締役の金銭報酬枠改定の件

当社の取締役の報酬制度は、固定の基本報酬並びに社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）のみを対象とした年次賞与及び株式報酬制度で構成されております。このうち、基本報酬及び年次賞与からなる金銭報酬枠につきましては、2018年6月26日開催の第106期定時株主総会において、対象取締役については、年額600百万円以内（うち、固定の基本報酬として400百万円以内、年次賞与として200百万円以内）に、また、2022年6月24日開催の第110期定時株主総会において、社外取締役については、固定の基本報酬のみの金銭報酬枠として、対象取締役の金銭報酬枠とは別枠で年額100百万円以内とご承認いただき、現在に至っております。

今般、当社は、2025年度からの新中期経営計画「2025-2029年度中期経営計画」の開始とあわせて、対象取締役の報酬制度を見直すこととします。具体的には、対象取締役が、新中期経営計画「2025-2029年度中期経営計画」に掲げる戦略目標の達成に向け意欲高く取り組み、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資するよう、総報酬に占める業績連動報酬の比率を高めることとします。これに伴い、対象取締役が、事業年度ごとの業績目標の達成を通じ、より着実に成果を積み上げることができるよう、対象取締役に対する金銭報酬枠を年額700百万円以内（うち、固定の基本報酬として引き続き400百万円以内、年次賞与として300百万円以内）に改定いたしたく存じます。なお、社外取締役に対する金銭報酬枠に変更はございません。

今般の改定については、社外取締役が構成員の過半数を占める幹部報酬委員会の審議を経たうえで、その答申を踏まえ当社の取締役会において決定しており、その内容は、今般の報酬制度見直しの目的や、事業や人材獲得において競合する他社（グローバルに事業を展開するヘルスケア企業）の動向等に照らして合理性があることから、相当なものであると判断しております。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役3名）となります。

第4号議案

社外取締役を除く取締役に対する株式報酬制度の一部改定の件

当社の取締役の報酬制度のうち、社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）のみを対象とした株式報酬制度につきましては、2018年6月26日開催の第106期定時株主総会において、パフォーマンス・シェア・ユニット制度（業績連動事後交付型株式報酬制度。以下「PSU制度」といいます。）及び譲渡制限付株式報酬制度の2つの類型により構成されることをご承認いただき、また、2022年6月24日開催の第110期定時株主総会において、PSU制度の業績評価期間について、連続する複数の事業年度からなる業績評価期間が毎事業年度において開始する形への変更を中心とした制度の見直しをご承認いただいております。

第3号議案でご説明したとおり、今般、当社は、2025年度からの新中期経営計画「2025-2029年度中期経営計画」の開始とあわせて、対象取締役の報酬制度を見直すこととします。具体的には、対象取締役が、新中期経営計画「2025-2029年度中期経営計画」に掲げる戦略目標の達成に向け意欲高く取り組み、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資するよう、総報酬に占める業績連動報酬の比率を高めるべく、PSU制度に係る報酬の上限額を拡大するとともに業績評価指標を変更し、グローバル人材を含む優秀な人材を確保するため、現行の譲渡制限付株式報酬制度を廃止し、それに代えて、譲渡制限付株式と同様の効果を有し、グローバルで一般的に活用されている株式報酬制度である、リストラクテッド・ストック・ユニット制度（事後交付型株式報酬制度。以下「RSU制度」といいます。）を対象取締役向けに導入いたしたく存じます。改定予定のPSU制度の概要及び導入予定のRSU制度の概要については、後記【PSU制度及びRSU制度の概要】に記載のとおりです。

今般の改定については、社外取締役が構成員の過半数を占める幹部報酬委員会の審議を経たうえで、その答申を踏まえ当社の取締役会において決定しており、その内容は、今般の報酬制度見直しの目的や、事業や人材獲得において競合する他社（グローバルに事業を展開するヘルスケア企業）の動向等に照らしても合理性があること、また、希薄化率は軽微（両制度に基づき1事業年度に交付する当社普通株式の上限数（250千株）が発行済株式総数（2025年3月末日現在：342,055,554株）に占める割合は約0.073%）であることから、相当なものであると判断しております。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役3名）となります。

PSU制度及びRSU制度の概要

I. PSU制度について

1. 制度の概要

PSU制度は、対象取締役に対し、当社の連続する複数（3年から5年までの間で当社が定めるものとします。）の事業年度からなる業績評価期間（以下「業績評価期間」といいます。）中の当社業績等の評価指標及び当該評価指標ごとの個別評価期間を当社取締役会においてあらかじめ設定し、当該評価指標の達成率等に応じた数の当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）交付のための金銭報酬債権及び当社株式の交付に伴い生じる納税資金確保のための金銭（以下「納税目的金銭」といいます。）を、毎事業年度において、業績評価期間分の報酬等として交付する業績連動型の株式報酬制度です。したがって、対象取締役への当社株式交付のための金銭報酬債権及び納税目的金銭の支給は、原則としてそれぞれの業績評価期間の終了後に行います。なお、PSU制度は、上記評価指標の達成率等に応じて当社株式交付のための金銭報酬債権及び納税目的金銭を支給するものであることから、PSU制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを支給するか否か、並びに交付する当社株式の株式数（以下「交付株式数」といいます。）及び当社株式交付のための金銭報酬債権及び納税目的金銭の額はいずれも確定しておりません。

本議案をご承認いただいた場合、業績評価期間ごとに支給する金銭報酬債権及び納税目的金銭の1事業年度あたりの総額は年300千株を上限として後記の「交付時株価」（後記「3. 対象取締役に交付する当社株式の数及び支給する金銭の額の算定方法」で定義します。）を乗じた額以内、及び、交付株式数の1事業年度あたりの上限は150千株として設定いたします（1事業年度分として、2025年3月末日現在の発行済株式総数342,055,554株の約0.044%に相当します。）。

※ なお、現行のPSU制度においては、業績評価期間ごとに支給する金銭報酬債権の1事業年度あたりの総額は100百万円以内、交付株式数の1事業年度あたりの上限は100千株、納税目的金銭の1事業年度あたりの総額は1事業年度あたりの交付上限株式数100千株に後記の交付時株価を乗じた額以内として設定しております。

なお、本議案の決議の日以降、当社株式の株式分割（当社株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、当該分割又は併合の比率に応じて、上記総額の計算の基礎となる株数及び対象取締役に割り当てる当社株式の総数を調整するものとします。

2. 制度の仕組み

PSU制度の具体的な仕組みは以下のとおりです。

- ① 当社は、PSU制度において使用する評価指標及び評価ウェイト並びに個別評価期間を取締役会決議に基づき決定します。なお、本議案をご承認いただいた場合の当初の各項目としては、下表のとおり、設定いたします。

評価指標	評価ウェイト	個別評価期間
相対TSR ^(※1)	70%	3年
戦略目標（ESG関連目標を含む。） ^(※2)	30%	1年 ^(※3)

- ② 当社は、業績評価期間終了後、当該業績評価期間中の各個別評価期間における上記①に基づき決定された各評価指標の達成率等に応じ、各対象取締役割り当てる当社株式の数を決定します。
- ③ 当社は、上記②で決定された各対象取締役に割り当てる当社株式の数に応じて、各対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、PSU制度に関する報酬等として、上記の業績評価期間ごとに支給する総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当該数の当社株式の割当てを受けます。なお、当社株式の払込金額は、上記割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直前取引日の終値）を基礎として、当社株式を引き受ける各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。
- ④ 上記③の当社株式の割当てに伴って、各対象取締役に納税費用が発生するため、当社は、各対象取締役に対し、納税資金確保のため、上記金銭報酬債権に加えて、上記③の当社株式の割当ての際に各対象取締役が負担することとなる納税費用を考慮した額の金銭を支給します。
- ⑤ 各対象取締役に対する株式交付の要件その他詳細は当社取締役会で定めるところによるものとします。なお、不正行為等が生じた際には、その行為等が生じた時期やそれが明らかになった時期等に応じて、受給権の消滅や報酬の返還請求等を行うことができるものとします。当該受給権の消滅や報酬の返還は、幹部報酬委員会で審議のうえ、取締役会で決定します。

※1 グローバルのライフサイエンス企業をピアグループとして設定し、自社の株主総利回り（相対TSR）の順位が比較対象企業の上位1/2（50%ile）の場合に支給率100%、上位1/4（75%ile）を達成した場合には支給率200%、下位1/4（25%ile）を閾値とし、支給率50%と定め、これを下回る場合には支給率を0%とします。

※2 戦略目標は毎年度見直しを行う予定です。本議案をご承認いただいた場合の当初（2025年度）の戦略目標は、①近視・眼瞼下垂領域における市場創造型の成長モデルの実現、②海外市場におけるリーダーシップポジションの確立、③高付加価値Rxポートフォリオへの変革、④安定供給とコストの持続的適正化、及び、⑤当社で働く価値向上と人・組織の能力強化を設定しております。

※3 戦略目標は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた毎期の取り組みを評価する観点から、個別評価期間は1年（業績評価期間の初年度）と設定しております。そのため、単年度評価となりますが、当社株式の交付は、業績評価期間の終了後となります。

3. 対象取締役に交付する当社株式の数及び支給する金銭の額の算定方法

当社は、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社株式の数を算定し（ただし、1株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。）、②の計算式に基づき、各対象取締役に支給する金銭の額を算定します。また、業績評価期間中の退任又は新任等の場合には当社取締役会が定めるところにより、当該対象取締役又はその相続人等に交付する当社株式の数又は金銭の額を合理的に調整する場合があります。なお、①に定める数の当社株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる当社株式の総数（150千株）を超える場合には、当該総数を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる株式数を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減少させます。

① 各対象取締役に交付する当社株式の数

基準株式ユニット数(※1)×支給割合(※2)×50%

② 各対象取締役に支給する金銭の額

(基準株式ユニット数(※1)×支給割合(※2)－上記①で算定した当社株式の数) ×交付時株価(※3)

※1 各対象取締役の職務評価等を考慮して、当社取締役会の決定に基づき、付与します。

※2 業績評価期間の評価指標の達成率等に応じて、当社取締役会において定める方法により0%から200%の範囲で算定されます。

※3 業績評価期間終了後における、PSU制度に基づく当社株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直前取引日の終値）を基礎として、当社株式を引き受ける各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する額とします。

※ 業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約等、当社取締役会が定める組織再編等（以下「重要組織再編等」といいます。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該重要組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該重要組織再編等の効力発生日がPSU制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）、当該重要組織再編等の効力発生日において、対象取締役に対して、取締役会において定める合理的な方法に基づき調整した金銭を支給します。

II. RSU制度について

1. 制度の概要

RSU制度は、対象取締役に対し、当社の連続する複数（3年から5年までの間で当社が定めるものとします。）の事業年度からなる期間（以下「対象期間」といいます。）中の勤務継続を条件として、当社取締役会が事前に定める数の当社株式の交付のための金銭報酬債権及び当社株式の交付に伴い生じる納税目的金銭を、毎事業年度において、対象期間分の報酬等として交付する株式報酬制度です。したがって、対象取締役への当社株式交付のための金銭報酬債権及び納税目的金銭の支給は、原則としてそれぞれの対象期間の終了後に行います。なお、RSU制度は、対象期間中の勤務継続を条件として、当社株式交付のための金銭報酬債権及び納税目的金銭を支給するものであることから、RSU制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを支給するか否か、並びに当社株式交付のための金銭報酬債権及び納税目的金銭の額はいずれも確定しておりません。

対象期間ごとに支給する金銭報酬債権及び納税目的金銭の1事業年度あたりの総額は年200千株を上限として後記の「交付時株価」（後記「3.対象取締役に交付する当社株式の数及び支給する金銭の額の算定方法」で定義します。）を乗じた額以内、及び、交付する当社株式の株式数の1事業年度あたりの上限は100千株として設定しております（1事業年度分として、2025年3月末日現在の発行済株式総数342,055,554株の約0.029%に相当します。）。

なお、本議案の決議の日以降、当社株式の株式分割（当社株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、当該分割又は併合の比率に応じて、上記総額の計算の基礎となる株数及び対象取締役に割り当てる当社株式の総数を調整するものとします。

2. 制度の仕組み

RSU制度の具体的な仕組みは以下のとおりです。

- ① 当社は、各対象取締役の職責の大きさ等に応じ、各対象取締役に割り当て予定の当社株式の数を取締役会決議に基づき事前に決定します。
- ② 当社は、上記①で決定された各対象取締役に割り当て予定の当社株式の数に応じて、各対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、RSU制度に関する報酬等として、上記の対象期間ごとに支給する総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当該数の当社株式の割当てを受けます。なお、当社株式の払込金額は、上記割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直前取引日の終値）を基礎として、当社株式を引き受ける各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

- ③ 上記②の当社株式の割当てに伴って、各対象取締役が納税費用が発生するため、当社は、各対象取締役に対し、納税資金確保のため、上記金銭報酬債権に加えて、上記②の当社株式の割当ての際に各対象取締役が負担することとなる納税費用を考慮した額の金銭を支給します。
- ④ 各対象取締役に対する株式交付の要件その他詳細は当社取締役会で定めるところによるものとします。なお、不正行為等が生じた際には、その行為等が生じた時期やそれが明らかになった時期等に応じて、受給権の消滅や報酬の返還請求等を行うことができるものとします。当該受給権の消滅や報酬の返還は、幹部報酬委員会で審議のうえ、取締役会で決定します。

3. 対象取締役に交付する当社株式の数及び支給する金銭の額の算定方法

当社は、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社株式の数を算定し（ただし、1株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。）、②の計算式に基づき、各対象取締役に支給する金銭の額を算定します。また、対象期間中の退任又は新任等の場合には当社取締役会が定めるところにより、当該対象取締役又はその相続人等に交付する当社株式の数又は金銭の額を合理的に調整する場合があります。なお、①に定める数の当社株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる当社株式の総数（100千株）を超える場合には、当該総数を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる株式数を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減少させます。

- ① 各対象取締役に交付する当社株式の数
基準株式ユニット数（※1）×50%
- ② 各対象取締役に支給する金銭の額
基準株式ユニット数（※1）×50%×交付時株価（※2）

※1 各対象取締役の職責の大きさ等を考慮して、当社取締役会の決定に基づき、付与します。

※2 対象期間終了後における、RSU制度に基づく当社株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直前取引日の終値）を基礎として、当社株式を引き受ける各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する額とします。

※ 対象期間中に、重要組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該重要組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該重要組織再編等の効力発生日がRSU制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）、当該重要組織再編等の効力発生日において、対象取締役に対して、取締役会において定める合理的な方法に基づき調整した金銭を支給します。

当社は、当社の取締役を兼務しない国内の執行役員に対しても、パフォーマンス・シェア・ユニット制度及び譲渡制限付株式報酬制度を導入しておりますが、本議案をご承認いただけた場合、国内の執行役員についても、譲渡制限付株式報酬制度を廃止し、それに代えて、リストラクテッド・ストック・ユニット制度を導入する予定です。なお、当社の取締役を兼務しない国外の執行役員については、既にリストラクテッド・ストック・ユニット制度が導入されております。

また、当社は取締役会において、幹部報酬委員会における審議を経て、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めておりますが、本議案及び第3号議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容と整合するよう、本総会終結後の当社の取締役会において、当該方針を改定することを予定しております。本議案及び第3号議案をご承認いただいた場合の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要については、以下「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定案」をご参照ください。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定案

第3号議案及び第4号議案をご承認いただいた場合の当社の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の改定案の概要は以下のとおりです。

【2025年度からの主な変更点】

当社は、2025年度からの新中期経営計画「2025-2029年度中期経営計画」の開始とあわせて、取締役（社外取締役を除く）の報酬制度を見直すこととします。具体的には、当社の取締役（社外取締役を除く）が、新中期経営計画「2025-2029年度中期経営計画」に掲げる戦略目標の達成に向け意欲高く取り組み、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資するよう、総報酬に占める業績連動報酬の比率を高めるとともに、年次賞与（STI）及び株式報酬（LTI）の業績評価指標及び評価ウェイト等を見直しました。

また、グローバル人材を含む優秀な人材を各国・地域で確保すべく、報酬比較対象企業を見直すとともに、従来の譲渡制限付株式報酬制度に代えて、グローバルで一般的に活用されている株式報酬制度であるリストラクテッド・ストック・ユニット制度を導入することとしました。

項目	変更前	変更後（2025年度以降）
報酬比較対象企業	医薬品企業	グローバルに事業を展開するヘルスケア企業
報酬構成比率（基準額ベース） 基本報酬：STI：LTI	1：0.25：0.5	1：0.5：0.8
年次賞与の業績評価指標	売上収益・フル営業利益率・フルROE	売上収益・コア営業利益額・フルROE
LTI：パフォーマンス・シェア・ユニットの業績評価指標	相対TSR（グローバルのライフサイエンス企業との比較）・ESG関連指標（Dow Jones Sustainability Indices(DJSI)のスコア改善度）	相対TSR（グローバルのライフサイエンス企業との比較）・新中期経営計画「2025-2029年度中期経営計画」を踏まえた戦略目標（ESG関連目標を含む）
LTI：リストラクテッド・ストック・ユニット制度の導入	なし	従来の譲渡制限付株式報酬制度に代えてリストラクテッド・ストック・ユニット制度を導入

(報酬フィロソフィー)

当社は、取締役、監査役及び執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針を以下のように定めています。

社内取締役及び執行役員（社内経営幹部）

- ・ 当社のビジョンや中期的な戦略目標の達成に向け意欲高く取り組めるよう、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資する実効性を備えているものであること
- ・ 幅広いステークホルダーとの価値共有を深めるものであること
- ・ ステークホルダーに対して高い説明責任を果たすべく、透明性の高い報酬決定プロセスを経て客観性が担保されたものであること
- ・ グローバル人材を含む優秀な人材を各国・地域で確保できるよう、競争力のある報酬水準を提供するものであること
- ・ グローバル統一の評価・報酬制度のもと、厳しい規律付けを備えたパフォーマンスカルチャーをより一層浸透させ、目標の達成に向けて取り組むことを後押しするものであること

社外取締役及び監査役

- ・ 当社の持続的な成長を社内経営幹部とは異なる独立の立場から支えるべく、役割の大きさに応じた適正な報酬水準とするとともに、社内経営幹部とは共通の業績目標を有さない制度とすることによって、経営の監督機能の実効的な発揮を促すものとする

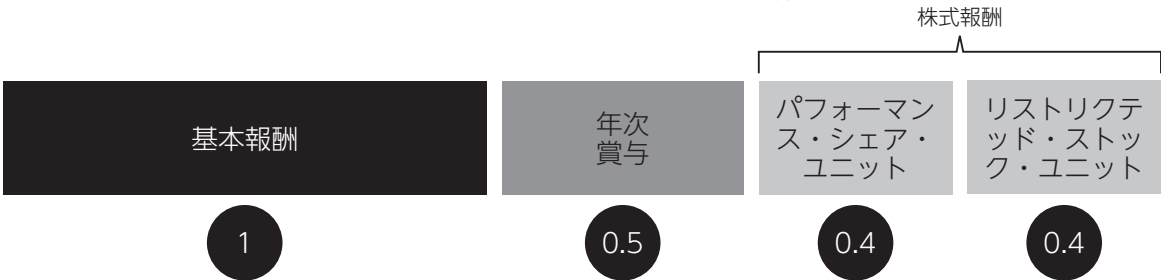
(取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容)

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、原則として、基本報酬、年次賞与及び株式報酬の3つの制度で構成しています。総報酬の基準額におけるそれぞれの構成比率は、基本報酬：年次賞与：株式報酬を1：0.5：0.8とし、総報酬の水準は、グローバルに事業を展開するヘルスケア企業のベンチマーク結果等を参考に決定しています。これらの概要は以下（図表1から4）のとおりです。ただし、個人別の役割・職責等に応じて個別に調整を加える場合があります。

図表 1：制度の目的及び概要

報酬の種類		目的・概要
固定	基本報酬	・職務評価等に基づく月額固定報酬
変動	年次賞与 (年次インセンティブ)	・事業年度毎の業績目標の達成を通じ、着実に成果を積み上げるための業績連動報酬とし、基準額は基本報酬に対して0.5の比率で設定。 ・年次賞与は、単年度業績指標に連動する会社業績連動部分と個人業績連動部分から構成され、それぞれについて、基準額の0%～200%の範囲で支給額を決定する。ただし、CEOについては、会社業績連動部分のみで構成される。 ・会社業績連動部分は、CEOに対しては年次賞与全体の100%のウェイトを割り当て、CEO以外の取締役（社外取締役を除く）に対しては80%のウェイトを割り当てる。会社業績連動部分は、経営上重要な指標である売上収益、コア営業利益額、フルROEの目標達成度に連動させ、支給率を決定する。各指標の評価ウェイトは図表3のとおり。 ・CEO以外の取締役（社外取締役を除く）に対する個人業績連動部分については、年次賞与全体の20%のウェイトを割り当て、CEOが各取締役と面談にて期初の目標設定及び期末の評価を実施のうえ、支給率を決定する。 ・上記各支給率に基づいて支給額を決定し、毎事業年度終了後に支給する。
	株式報酬 (中長期インセンティブ)	・当社のビジョンの実現や戦略の遂行に向け意欲高く取り組むことを促し、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、以下の2つにより構成し、交付株式数の基礎となる基準額はいずれも基本報酬に対して0.4の比率で設定。 (パフォーマンス・シェア・ユニット制度) ・中期経営計画の期間等都度決定する一定期間（以下「業績評価期間」）中の当社業績等の評価指標及び当該評価指標ごとの個別評価期間をあらかじめ設定し、当該評価指標の達成率等に応じて交付する株式数及び金銭額を変動させる業績連動型株式報酬制度。 ・グローバルのライフサイエンス企業をピアグループとして設定した相対TSR（ウェイト70%）及び戦略目標（ウェイト30%）の達成度に応じて0%～200%の範囲で株式交付率等を決定（詳細は図表4のとおり）。 ・業績評価期間満了時点で対象取締役の地位にあること等の条件を満たすことにより、業績評価期間終了後に株式及び金銭を交付。 (リストラクテッド・ストック・ユニット制度) ・毎事業年度において基準額相当の株式ユニットを付与し、3年間の勤務継続等の条件を満たすことにより、当該ユニット数に相当する数の当社株式及び金銭を交付する。

図表 2：総報酬の基準額における基本報酬、年次賞与及び株式報酬の構成比率



図表 3：年次賞与の評価指標及び評価ウェイト

年次賞与	評価指標		評価ウェイト	
			CEO	CEO以外の取締役 (社外取締役除く)
	全社業績連動部分	売上収益	25%	20%
		コア営業利益額	50%	40%
		フルROE	25%	20%
	個人業績連動部分	個人評価	—	20%

図表 4：パフォーマンス・シェア・ユニットの評価指標、評価ウェイト並びに個別評価期間

パフォーマンス・シェア・ユニット	評価指標	評価ウェイト	個別評価期間
	相対TSR（注 1）	70%	3 年
	戦略目標（ESG関連目標を含む）（注 2）	30%	1 年（注 3）

（注 1） 2025年度付与分のパフォーマンス・シェア・ユニットに係る相対TSRの比較対象企業は以下の13社です。

日本に本社を置く企業等	アステラス製薬、中外製薬、第一三共、エーザイ、協和キリン、小野薬品工業、大塚ホールディングス、塩野義製薬、武田薬品工業
ヨーロッパに本社を置く企業等	Alcon社
アメリカに本社を置く企業等	Abbvie/Allergan社、Bausch Health社、Johnson & Johnson社

順位が比較対象企業の上位 1 / 2 （50%ile）の場合に支給率100%、上位 1 / 4 （75%ile）を達成した場合には支給率200%、下位 1 / 4 （25%ile）を閾値とし、支給率50%と定め、これを下回る場合には支給率を 0 % とします。

(注2) 2025年度付与分のパフォーマンス・シェア・ユニットに係る戦略目標の概要は以下のとおりです。評価項目については毎年度見直しを行う予定です。

パフォーマンス・シェア・ユニット制度に係る戦略目標（2025年度）	近視・眼瞼下垂領域における市場創造型の成長モデルの実現
	海外市場におけるリーダーシップポジションの確立
	高付加価値Rxポートフォリオへの変革
	安定供給とコストの持続的適正化
	Santenで働く価値向上と人・組織の能力強化

(注3) 戦略目標は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた毎期の取り組みを評価する観点から、個別評価期間は1年（業績評価期間の初年度）と設定しております。そのため、単年度評価となりますが、当社株式の交付は、業績評価期間の終了後となります。

なお、当社の役員報酬制度が過度なリスクテイクを促すようなインセンティブ報酬となることを抑制し、役員報酬制度の健全性を確保することを目的に、非違行為や不正会計による財務諸表の遡及修正等の一定の事由が生じた場合に支給、交付の前後を問わず、幹部報酬委員会の審議を経た取締役会の判断により、インセンティブ報酬の全部又は一部を返還させる又は没収する条項（いわゆるマルス・クロバック条項）を定めています。

（社外取締役の個人別の報酬等の内容）

業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみとしており、グローバルに事業を展開するヘルスケア企業のベンチマーク結果等を参考に決定しています。また、幹部報酬委員会を含む任意の委員会の委員長である社外取締役には、手当を支給しています。

なお、業績連動報酬は、社外取締役の監督機能の適切な発揮を促す観点から、支給していません。

（取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項）

取締役会における報酬の基本方針や報酬制度、報酬水準等の審議・決定に際しての独立性・客観性を確保するとともに、取締役会の監督機能と説明責任を果たす能力を強化すべく、幹部報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しています。

幹部報酬委員会はその過半数を社外取締役で構成することとし、委員長は、独立性・客観性と説明責任を果たす能力の強化の観点から実効的な委員会運営を図るべく、独立社外取締役である委員の中から選定しています。

当社の幹部報酬委員会は、外部の報酬コンサルティング会社であるWTW（タワーズワトソン株式会社）をアドバイザーとして起用し、同社が運営する「経営者報酬データベース」に基づき、毎年、当社の事業規模や業種・業態に類似する企業等について報酬のベンチマークを行い、当社の取締役の報酬水準及び業績連動報酬の割合の妥当性を検証するとともに、同社より提供された必要十分な情報に基づき、適切な審議を行っています。

役員の報酬額の決定に際し、取締役の個人別支給額は、株主総会で決議された各報酬の報酬枠の範囲内で、幹部報酬委員会の審議を経て取締役会が決定しています。なお、取締役の個人別の報酬の決定に際して、経営環境の変化や不祥事等の予期せぬ事象が発生した場合には、取締役会は必要に応じて幹部報酬委員会の審議を経て、取締役の個人別の報酬等について裁量的な調整を加える場合があります。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

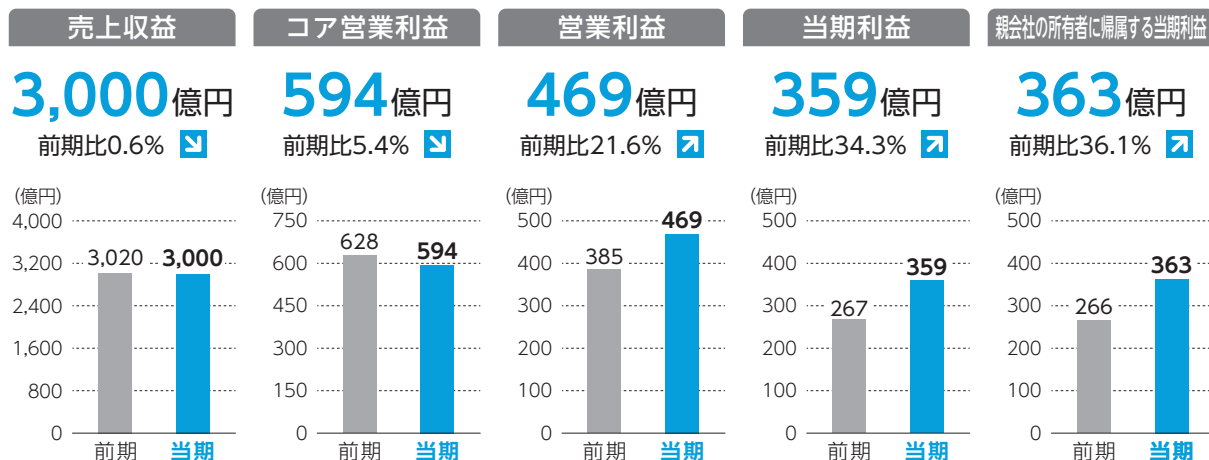
(1) 経営の基本方針

Santenグループ*は、眼科領域に特化したスペシャリティ・カンパニーとして、世界中の患者さんや生活者、医療関係者の皆さまへの価値ある製品やサービスの提供を通じ、人々の「Happiness with Vision」の実現に貢献することを目指しています。創業以来、「天機に参与する」という基本理念の下、130年以上にわたり人々の目の健康維持・増進を追求してきました。現在、眼科領域における医薬品の研究開発、製造、販売・マーケティング活動をグローバルに展開し、世界60以上の国・地域で約5,000万人の人々の目の健康をサポートしています。私たちのミッションは、眼科領域における専門性と患者さん視点から創出される製品やサービスを通じて、目の病気の予防や診断、治療において今まで提供されていない重要な価値を患者さんや社会に提供し続けることです。一人でも多くの患者さんが幸せで豊かな人生を過ごすことができる未来を創り出すため、世界中の人々が「見る」を通じた幸せを実感できる社会の実現に向けて全力を尽くしてまいります。

※当社（Santen）及び当社の関係会社

(2) 事業の経過及びその成果

①業績の状況



事業報告

(単位：億円)

	前 期	当 期	対前期増減率
売 上 収 益	3,020	3,000	△0.6%
コ ア 営 業 利 益 * 1	628	594	△5.4%
営 業 利 益	385	469	21.6%
当 期 利 益	267	359	34.3%
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 当 期 利 益	266	363	36.1%

〔売上収益〕

前期と比べ0.6%減少し、3,000億円となりました。

日本では薬価改定の影響やジクアスLX点眼液の自主回収の影響を受けたものの新製品や主力製品の拡大に注力、海外でも主力製品が堅調に推移したことに加え為替影響もあり、前期と同水準となりました。

■ 日本

売上収益 **1,653** 億円 (前期比5.9% )

6 %台後半の薬価改定やジクアスLX点眼液の自主回収の影響はあったものの、2024年4月に販売を開始したアイリーア8mg硝子体内注射液114.3mg/mLや、同5月に販売を開始したアレジオン眼瞼クリーム0.5%等を含む主力製品の拡大に注力した結果、前期と比べ5.9%減少し、1,653億円となりました。

■ 中国

売上収益 **289** 億円 (前期比3.1% )

集中購買や製品供給の影響により、円換算ベースで前期と比べ3.1%減少し（為替影響を除いた成長率は△7.9%）、289億円となりました。

■ アジア（中国除く）

売上収益 **301** 億円 (前期比5.0% )

韓国における医師ストライキの影響を受けたものの、主力製品が堅調に推移し、円換算ベースで前期と比べ5.0%増加し（為替影響を除いた成長率は+2.7%）、301億円となりました。

■ EMEA *2

売上収益 **743** 億円 (前期比14.8% )

現地での領域別市場シェア一位の緑内障製品を中心に伸長し*3、円換算ベースで前期と比べ14.8%増加し（為替影響を除いた成長率は+10.5%）、743億円となりました。

〔コア営業利益〕

売上総利益について、前期と比べ4.4%減少し、1,710億円となりました。

販売費及び一般管理費は、前期と比べ3.6%減少し（為替影響を除いた対前期増減率は△6.2%）、875億円となりました。

研究開発費は、前期と比べ4.6%減少し（為替影響を除いた対前期増減率は△7.4%）、241億円となりました。

これらにより、コアベースでの営業利益は、前期と比べ5.4%減少し（為替影響を除いた対前期増減率は△6.1%）、594億円となりました。

〔営業利益〕

コアベースからの調整内容として、前期に米州の合理化に関する費用が、売上原価に2億円、販売費及び一般管理費に7億円、研究開発費に2億円それぞれ発生し、当期に合理化に関する費用が販売費及び一般管理費に4億円発生しました。

製品に係る無形資産償却費は、前期と比べ7.0%減少し（為替影響を除いた対前期増減率は△8.6%）、88億円となりました。これは主に、2014年にMerck & Co., Inc.（米国）から譲り受けた眼科製品、2019年より欧州で販売を開始した「プリザーフロ マイクロシャント」、2015年より欧州で販売を開始した「Ikervis（アイケルビス）」及び2023年より欧州で販売を開始した「Rhopressa / Rocklatan」に関する無形資産の償却によるものです。

その他の収益は、6億円となりました。

その他の費用は、39億円となりました。

これらにより、IFRS（フル）ベースの営業利益は前期と比べ21.6%増加し（為替影響を除いた対前期増減率は+21.1%）、469億円となりました。これは主に、前期にその他の費用が多額であったことによるものです。

〔当期利益〕

金融収益は、40億円となりました。

金融費用は、27億円となりました。

持分法による投資損失は、7億円となりました。

法人所得税費用は、前期より85億円増加し、116億円となりました。これは主に、上述のIFRS（フル）ベースの営業利益の増加に伴う税引前当期利益が増加したこと、及び前期に在外子会社で繰延税金資産を認識したことによるものです。

これらにより、当期利益は前期と比べ34.3%増加し、359億円となりました。

〔親会社の所有者に帰属する当期利益〕

親会社の所有者に帰属する当期利益は前期と比べ36.1%増加し、363億円となりました。売上収益に対するその比率は12.1%となりました。

- ※ 1 Santenグループでは2015年3月期のIFRS適用を機に、IFRSによる業績（「IFRS（フル）ベース」）から一部の収益及び費用を控除した「コアベース」での財務情報を事業活動自体の収益性を示す指標として開示しています。IFRS（フル）ベースによる業績から以下の収益及び費用を控除し、コアベースの業績を算出しています。
 - ・製品に係る無形資産償却費
 - ・その他の収益
 - ・その他の費用
 - ・企業買収に係る費用、並びに再成長のための生産性向上及び合理化等に係る費用
- ※ 2 欧州、中東及びアフリカです。
- ※ 3 出典：Copyright© 2025 IQVIA.IQVIA MIDAS 2023.1Q-2023.4Qを基に参天分析 無断転載禁止

②その他の活動状況

〔研究開発活動〕

<緑内障・高眼圧症領域>

プロスタグランジンF_{2α}誘導体及びβ遮断剤の配合剤STN1011101（DE-111A、一般名：タフルプロスト／チモロールマレイン酸塩）は、中国で2025年3月に販売承認を取得しました。

EP2受容体作動薬STN1011702（一般名：オミデネパグ イソプロピル）は、中国で2024年11月に第Ⅲ相試験を開始しました。

FP/EP3受容体デュアル作動薬STN1012600（DE-126、一般名：セペタプロスト）は、米国で2021年12月に追加の第Ⅱ相試験を終了しました。日本では2024年9月に製造販売承認を申請しました。欧州では第Ⅱ相試験（探索的試験）を終了しました。

プロスタグランジンF_{2α}誘導体の乳化点眼剤STN1013001（DE-130A、一般名：ラタノプロスト）は、アジアで2024年11月に販売承認を申請しました。欧州では2024年8月にスペインなどで発売しました。

ROCK阻害剤STN1013900（AR-13324、一般名：ネタルスジルメシル酸塩）は、日本で2025年1月に第Ⅲ相試験を終了しました。欧州では販売承認を取得しており、2023年2月以降スウェーデンなどで販売しています。アジアでは順次販売承認を取得しており、2024年11月に韓国で発売しました。

ROCK阻害剤及びプロスタグランジンF_{2α}誘導体の配合剤STN1014000（PG-324、一般名：ネタルスジルメシル酸塩／ラタノプロスト）は、欧州で販売承認を取得しており、2023年1月以降ドイツなどで販売しています。アジアでは順次販売承認を取得しており、2025年3月にシンガポールで発売しました。

ROCK阻害剤及びプロスタグランジンF_{2α}誘導体の配合剤STN1014003（一般名：ネタルスジルメシル酸塩／ラタノプロスト）は、日本で2025年2月に第Ⅲ相試験を開始しました。

<角結膜疾患（ドライアイを含む）領域>

春季カタルを対象とするSTN1007603（DE-076C、一般名：シクロスポリン）は、既に承認・販売されている欧州、アジアに続き、中国で2022年4月に販売承認を取得しました。

ドライアイを対象とするSTN1008903（DE-089C、一般名：ジクアホソルナトリウム）は、日本で2022年11月に発売しました。アジアでは、2024年3月に韓国で販売承認を取得しましたが、2024年8月に取下げました。

ドライアイを対象とするSTN1014100（一般名：オロダテロール塩酸塩）は、日本で2024年3月に第Ⅰ相／前期第Ⅱ相試験を終了しました。

フックス角膜内皮ジストロフィを対象としてアクチュアライズ株式会社と共同開発契約を締結しているSTN1010904*（一般名：シロリムス）は、米国、フランス、インドで2022年5月から前期第Ⅱ相試験を実施しています。（*開発コード（STN1010904）は、第Ⅱ相試験終了時に当社が独占的実施権を獲得した後に附番予定のコードです。）

マイボーム腺機能不全を対象とするSTN1010905（一般名：シロリムス）は、日本で2024年6月に追加の前期第Ⅱ相試験を開始しました。

アレルギー性結膜炎を対象とする眼瞼クリーム製剤STN1011402（一般名：エピナスチン塩酸塩）は、日本で2024年5月に発売しました。

アレルギー性結膜炎を対象とする1日2回点眼の高用量製剤STN1011403（一般名：エピナスチン塩酸塩）は、中国で2025年3月に販売承認を申請しました。

<屈折異常領域>

小児における近視を対象とするSTN1012700（DE-127、一般名：アトロピン硫酸塩）は、日本で2025年4月に発売しました。中国では2022年6月から第Ⅱ／Ⅲ相試験を実施しています。アジアでは2020年4月に第Ⅱ相試験を終了しました。

小児における近視を対象とするSTN1012701（SYD-101、一般名：アトロピン硫酸塩）は、導入元であるSydnexis Inc.（米国）により欧州及び米国で第Ⅲ相試験が実施されています。当社は、欧州、中東及びアフリカ地域における独占ライセンス権を保有しており、欧州で2024年3月に販売承認を申請し、2025年3月に欧州医薬品委員会より承認勧告を受領しました。

近視を対象とするSTN1013400（化合物名：AFDX0250BS）は、前期第Ⅱ相試験のデータ解析の結果、開発を中止しました。

<その他の領域>

眼瞼下垂を対象とするSTN1013800（一般名：オキシメタゾリン塩酸塩）は、日本で2024年12月に製造販売承認を申請しました。欧州では2024年12月に第Ⅲ相試験を開始しました。中国では2024年10月に第Ⅲ相試験を開始しました。

※開発コードの附番方法変更に伴い、新開発コード（STNXXXXXX）及び既存開発コード（DE-XXX）を併記しています。なお、AR-13324及びPG-324はAlcon Inc.（スイス）、SYD-101はSydnexis Inc.（米国）での開発コードです。

ご参考 開発パイプライン

主要臨床プロジェクト状況一覧

疾患領域	効能・効果	開発コード	一般名/化合物名	地域	開 発 ス テ ー ジ					
					フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	申請	承認	発売
緑内障・高眼圧症	緑内障・高眼圧症	STN1011101/ DE-111A	タフルプロスト/ チモロールマレイン酸塩	中国						
	緑内障・高眼圧症	STN1011702	オミデネバグ イソプロピル	中国						
	緑内障・高眼圧症	STN1012600/ DE-126	セベタプロスト	米国						
	緑内障・高眼圧症	STN1013001/ DE-130A (Catioprost)	ラタノプロスト	日本						
				欧州		(探索的試験)				
	緑内障・高眼圧症	STN1013900/ AR-13324	ネタルスジルメシル酸塩	欧州						
				アジア						
角結膜疾患 (ドライアイを含む)	春季カタル	STN1007603/ DE-076C	シクロスポリン	中国						
	ドライアイ	STN1008903/ DE-089C	ジクアホソルナトリウム	日本						
	ドライアイ	STN1014100	オロダテロール塩酸塩	日本		フェーズ1/2a				
	フックス角膜内皮ジストロフィ	STN1010904※	シロリムス	米国 フランス インド		フェーズ2a				
	マイボーム腺機能不全	STN1010905	シロリムス	日本		フェーズ2a				
	アレルギー性結膜炎	STN1011402	エピナスチン塩酸塩	日本						
	アレルギー性結膜炎	STN1011403	エピナスチン塩酸塩	中国						
屈折異常	近視	STN1012700/ DE-127	アトロピン硫酸塩	日本						
	近視	STN1012701/ SYD-101	アトロピン硫酸塩	中国 アジア			フェーズ2/3			
その他	眼瞼下垂	STN1013800	オキシメタゾリン塩酸塩	日本						
				欧州 中国						

※開発コード STN1010904は、フェーズ2 試験終了時に当社が独占的実施権を獲得した後に附番予定のコードです。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当期の設備投資額は、75億円となりました。製造設備及び研究開発用機器の更新に加え、拡大を続ける需要に対し、安定供給のための生産能力確保を目的として、中国の現地法人「参天製薬（中国）有限公司」の新工場に係る投資を継続しています。今後、見込まれる市場成長に対して、生産キャパシティを構築し、供給能力を確保することで、グローバルでの競争優位を確立し、さらなる事業の成長に繋げていきます。

これらの設備投資資金は自己資金により充当しました。

(4) 対処すべき課題

中期経営計画及び目標とする経営指標

Santenグループは2025～2029年度までの5年間を対象とした新たな中期経営計画を策定し、2025年5月に公表しました。

1. 2035年までに目指す姿と実現に向けた事業の在り方

Santenグループは、2023年度に発表しました前中期経営計画（～2025年度）について構造改革などの施策を着実に遂行し、2025年度の数値目標を前倒しで達成しました。この度、Santenグループは、長期視点での戦略の展開と収益基盤のさらなる強化を通じた新たな成長軌道への転換を実現すべく、2035年までに目指す姿、及び2029年度までの中期経営計画（2025～2029年度）を策定しました。眼科領域に特化したグローバルカンパニーとして、高い確度での製品開発と確実な収益の確保で堅実なグローバル成長を追求し、製品価値の最大化による最適な眼科医療の提供と眼科医療や患者さんのニーズの深い理解に基づく眼科医療のイノベーションを軸として事業活動を展開します。

2035年までに目指す姿
“Santen Commercial Excellence” を軸に
世界の患者さんと眼科コミュニティから信望を集める
眼科のリーディングカンパニー

＜Santenグループのビジネスモデル＞



2. 成長戦略

2029年度までの5年間において、これまで培ってきた強みを活かして、「Santenグループのビジネスモデル」の展開を全地域でさらに強化します。眼科市場をリードする企業としての信望を集め、持続的な成長基盤を確立するため、6つのイニシアチブを推進します。

<持続的な成長基盤確立に向けた6つのイニシアチブ>

■短中期売上成長

1. 海外地域（EMEA・アジア・中国）におけるリーダーポジションの確立：

日本を含む全地域で市場成長率を上回る収益拡大により、プレゼンスを強化します。日本事業のリーダーポジションを堅持しながら、海外事業の力強い成長により、2029年度の海外事業売上比率は58%を目指します。

2. 近視・眼瞼下垂疾患の市場創造と海外展開：

新領域となる近視・眼瞼下垂におけるRx市場を創出し、医師や医療機関が積極的に治療提供する環境を地域に即して整備します。近視は、「近視進行抑制点眼治療市場」を確立することで、小児の近視患者さんに対して、近視の進行自体を抑制し、近視による日常生活への負担や将来の目の不安を軽減すること、眼瞼下垂は、点眼薬で治療できる疾患として認知向上と新たな治療概念の普及を促進し、非侵襲的な「眼瞼下垂点眼治療市場」の確立を追求します。

■中長期売上成長

3. Rxポートフォリオ・パイプラインの強化：

本中期経営計画期間中の売上へ寄与する現行パイプラインの承認取得早期化やLCM（ライフサイクルマネジメント）を継続推進します。加えて、2030年度以降の持続的な成長につながるRxポートフォリオ・パイプラインの拡充に向け、事業開発のターゲット選定と機能・プロセスを強化すると共に、新たな点眼薬製剤技術の開発や新規モダリティにも挑戦します。

■事業基盤の継続強化

4. 安定供給・サプライチェーンの整備：

新製品の需要増加を見越し、自社生産キャパシティ拡大と生産ネットワーク見直しにより、安定かつ柔軟な供給体制を強化します。

5. コストの持続的適正化：

多角的な原価最適化施策の推進、及び業務プロセス改革によるSG&Aの最適化を徹底します。

6. 人材・組織とデジタル・ITの強化：

基本理念やビジョンを体現し成長に寄与する人材を最重要のアセットと位置付け、能力向上と人材を活かすことができる生産性の高い組織づくりを推進します。中長期での持続的な成長を見据え、デジタルの効果的活用、また全社のIT・セキュリティ基盤の強化により、事業の生産性と安定性を向上します。

3. 2029年度における連結数値目標

■KPI

売上収益	4,000億円
コア営業利益	800億円 (EBITDA:900億円) ¹
ROE	14%以上
EPS成長率	2桁成長 ² (EPS:160円以上)
株主還元	・38円／年を配当下限とし、配当性向40%を目安に増配 ・株価と余資の状況等を勘案し、機動的に自社株買いを実施 ³ ・ROE、EPSの更なる上昇を企図

1 参考値

2 2024年度実績－2029年度目標CAGR

3 必要運転資金を450億円と定義し、一定期間留保された余資金を原資に実施

4. 資本配分・株主還元

事業から創出されるキャッシュに加え、運転資金圧縮やグループ内の資金活用、資金需要に合わせた調達の活用により投資余力を最大化し、将来に向けた成長投資として、生産能力拡大に向けた設備増強とイノベーションを生み出す研究開発・事業開発へ優先的に資源を投下します。株主還元については、現在の年間38円の配当を下限値として、累進配当を継続することで利益成長に伴う増配により直接還元を行うとともに、機動的な自社株買いを通じた資本水準の最適化をはかり、ひいては、ROE、EPSの向上を企図します。

5. サステナビリティ

Santenグループは、社会への貢献と持続的な成長を実現するため、最重要マテリアリティ4つを含む以下の13のマテリアリティを強力に推進します。具体的なKPIなどについては、今後、ウェブサイトなどを通じて開示していく予定です。

<社会と事業の持続的成長>

- ・目の健康に貢献する製品とサービスの創出*
- ・製品の品質保証と安定供給*
- ・製品の浸透と市場創造*

<事業基盤の強化>

- ・Santenグループで働く価値向上と人・組織の能力強化*
- ・高い倫理観を持った事業運営
- ・情報開示の透明性
- ・DE&I（ダイバーシティ・エクイティ & インクルージョン）の推進
- ・人権の尊重

- ・持続可能な調達
- ・情報セキュリティの確保
- ・デジタル・トランスフォーメーションの推進
- ・気候変動対策
- ・環境負荷低減

*最重要マテリアリティ

(5) 財産及び損益の状況

企業集団の業績及び財産の状況の推移

区 分	第110期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第111期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第112期 (前連結会計年度) (2023.4.1～ 2024.3.31)	第113期 (当連結会計年度) (2024.4.1～ 2025.3.31)
売 上 収 益 (億円)	2,663	2,790	3,020	3,000
営 業 利 益 (△は損失) (億円)	359	△31	385	469
当 期 利 益 (△は損失) (億円)	272	△150	267	359
基本的1株当たり当期利益 (△は損失)	68円07銭	△38円60銭	72円59銭	103円98銭
資 産 合 計 (億円)	4,600	4,212	4,357	4,093
親会社の所有者に帰属する持分合計 (億円)	3,375	2,940	3,061	2,862

(注) 会社計算規則第120条第1項の規定により、IFRSに準拠して連結計算書類を作成しています。

当社の業績及び財産の状況の推移

区 分	第110期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第111期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第112期 (前事業年度) (2023.4.1～ 2024.3.31)	第113期 (当事業年度) (2024.4.1～ 2025.3.31)
売 上 高 (億円)	1,908	1,966	1,952	1,881
経 常 利 益 (億円)	225	271	313	262
当 期 純 利 益 (△は損失) (億円)	174	△594	187	178
1株当たり当期純利益 (△は損失)	43円59銭	△153円18銭	50円88銭	51円03銭
総 資 産 (億円)	3,638	2,829	2,718	2,377
純 資 産 (億円)	2,975	1,993	1,875	1,534

(注) 日本基準に準拠して作成しています。

(6) 主要な事業内容

Santenグループは、医療用医薬品、一般用医薬品及び医療機器の製造及び販売を行っており、その主なものは、次のとおりです。

区 分	主要品名
医 療 用 医 薬 品	アイリニア硝子体内注射液 ^{*1} 、アレジオン類 ^{*2} 、コンソプト配合点眼液、ヒアレイン点眼液、タプロス点眼液、クラビット点眼液、Ikervis（アイケルビス）、ジクアス点眼液 ^{*3} 、タプコム点眼液、エイベリス点眼液
一 般 用 医 薬 品	サンテFXネオ、ソフトサンティア、サンテFX Vプラス、ソフトサンティア ひとみストレッチ、ヒアレインS、サンテボーティエ、サンテメディカル12、サンテメディカルアクティブ
医 療 機 器	プリザーフロ マイクロシャント、レンティス コンフォート、エタニティ

※1 アイリニア 8mg硝子体内注射液を含みます。

※2 アレジオン点眼液、アレジオンLX点眼液、アレジオン眼瞼クリーム、エピナスチン塩酸塩点眼液及びエピナスチン塩酸塩LX点眼液を含みます。

※3 ジクアスLX点眼液を含みます。

(7) 主要拠点など

①当社

本 社	大阪市北区
営業拠点	仙台オフィス（仙台市青葉区）、東京オフィス（東京都中央区）、名古屋オフィス（名古屋市中区）、新大阪オフィス（大阪市淀川区）、広島オフィス（広島市中区）、福岡オフィス（福岡市博多区）、薬粒本部（東京都中央区）
工 場	滋賀プロダクトサプライセンター（滋賀県犬上郡多賀町）、能登工場（石川県羽咋郡宝達志水町）
研 究 所	奈良研究開発センター（奈良県生駒市）

※ 上記のほか、国内に営業オフィス等を設けています。

②子会社及び関連会社

Santen Holdings U.S. Inc.（米国・エメリービル）
 Santen Inc.（米国・エメリービル）
 Santen Holdings EU B.V.（オランダ・アムステルダム）
 Santen SA（スイス・ジュネーブ）

参天投資（中国）有限公司（中国・上海）
 参天製薬（中国）有限公司（中国・蘇州）
 Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd.（シンガポール）
 その他27社

(8) 従業員の状況

① Santenグループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,849名	105名増

(注) 従業員数は就業人員数で、派遣社員を除いており、パートタイマーを含んでいます。

② 当社の従業員の状況

従業員数	1,756名
前期末比増減	80名増
平均年齢	43歳10ヶ月
平均勤続年数	16年4ヶ月

(注) 従業員数は就業人員数で、当社から社外への出向者及び派遣社員を除いており、社外から当社への出向者及びパートタイマーを含んでいます。

(9) 重要な子会社の状況

会社名 () は所在国を示す	資本金	当社の出資比率 () は間接所有を示す	主要な事業内容
Santen Holdings U.S. Inc. (米国)	24,784千米ドル	(100.0%)	北米子会社統括・管理
Santen Inc. (米国)	8,765千米ドル	(100.0%)	医薬品臨床開発・事業開発
Santen Holdings EU B.V. (オランダ)	50千ユーロ	100.0%	Santen SAの純粋持株会社
Santen SA (スイス)	22,565千スイスフラン	(100.0%)	EMEA地域統括・金融・管理・ 医薬品製造・販売
参天投資（中国）有限公司 (中国)	449,439千元	100.0%	中国グループ会社の投資・資金 管理の統括・事業管理業務支援
参天製薬（中国）有限公司 (中国)	692,293千元	(100.0%)	医薬品製造・販売・臨床開発
Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd. (シンガポール)	24,177千 シンガポールドル	(100.0%)	アジア地域統括・管理・医薬品 製造・販売

(10) 主要な借入先

借入会社	借入先	借入金残高（百万円）
参天製薬株式会社	株式会社三菱UFJ銀行	20,000
Santen SA	シンジケートローン	6,483

(注) シンジケートローンは UBS Switzerland AG (旧 Credit Suisse (Switzerland) Ltd.) と BNP PARIBAS S.A. NIEDERLASSUNG DEUTSCHLANDを幹事とする複数の貸付人からの協調融資によるものです。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

主要な提携の状況

当期において、Santenグループの事業実態をより適切に表示するため、記載内容の見直しを行っています。

・技術提携（導入）

提 携 先	内 容
第一三共株式会社（日本）※ 1	オフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
第一三共株式会社（日本）	レボフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
AGC株式会社（日本）	タフルプロストを含有する眼科薬の製造販売
U B E 株式会社（日本）	オミデネバグ イソプロピルを含有する眼科薬の開発製造販売
Teleon社（オランダ）	眼内レンズ「レンティス コンフォート」の製造販売
Osmotica社（米国）	成人の後天性眼瞼下垂の治療薬として米国で承認された最初で唯一のオキシメタゾリン塩酸塩点眼剤0.1%であるRVL-1201の日本、中国、その他アジア諸国、北米とEMEA諸国における開発、承認申請、商業化の権利
Alcon社（スイス）	日本・欧州・中国・アジア諸国その他におけるRhopressa®とRocklatan®の権利及び独占の開発・販売
Sydnexis社（米国）	小児における進行性近視の新しい治療薬として開発中の低用量アトロピン製剤SYD-101における欧州、中東、アフリカ地域（EMEA）における独占的販売
Cloudbreak社（米国）	翼状片を適応症として独自に開発しているマルチキナーゼ阻害剤CBT-001の日本、韓国及び、ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、シンガポール、インドネシアの東南アジア諸国における開発・製造・販売

※1 2024年7月に契約を終了しました。

・技術提携（導出）

提 携 先	内 容
Bausch & Lomb社（米国）	眼内レンズ「エタニティ」の日本以外の地域の製造販売
Glaukos社（米国）	STN2000100（DE-128、PRESERFLO MicroShunt（プリザーフロ マイクロシャント））の米州（北米・中南米）、オーストラリア及びニュージーランドにおける開発・販売提携
Ocuvex社（米国）※ 2	緑内障・高眼圧症治療剤OMLONTI®の米国における製造販売
Harrow Health社（米国）	春季カタル治療薬Verkazia®の米国・カナダにおける製造販売、人工涙液Cationorm® Plusのカナダにおける製造販売

※2 Visiox社がOcuvex社と合併したことにより、提携先を変更しています。

・販売提携

提 携 先	内 容
バイエル薬品株式会社（日本）	アフリバセプト硝子体内注射液の国内独占販売
田辺三菱製薬株式会社（日本）	抗アレルギー点眼剤「アレジオン点眼液」及び「アレジオンLX点眼液」（※3）、並びに持続性・経眼瞼アレルギー性結膜炎治療剤「アレジオン®眼瞼クリーム0.5%」の共同販売促進
Arctic Vision社（中国）	ぶどう膜炎に伴う黄斑浮腫に対する脈絡膜上腔注入療法のARVN001における台湾、香港、及びマカオを除く中国における独占的販売

※3 2024年5月に終了しました。

・企業結合による条件付対価

当社は米国時間の2016年8月19日にInnFocus, Inc.を買収しました。当社は、条件付対価契約に基づき、STN2000100（DE-128、PRESERFLO MicroShunt（プリザーフロ マイクロシャント））の開発の進捗及び販売実績に応じたマイルストーンを支払う定めがありますが、将来発生する条件付対価の支払がなくなりました。

・合併契約

提 携 先	内 容
重慶科瑞製薬（集団）有限公司（中国）※4	中国の患者さんに適切な価格で高品質の医療用眼科薬を提供することを目的に2016年8月に合併会社（重慶参天科瑞製薬有限公司）を設立
Verily社（米国）※5	独創的な眼科デバイスの開発・商業化を目指し2020年8月に合併会社（Twenty Twenty Therapeutics LLC）を設立

※4 2024年10月に重慶参天科瑞製薬有限公司（中国）の清算手続きを行う旨の当社取締役会決議を行いました。

※5 当期において、Twenty Twenty Therapeutics LLC（米国）は同社からの清算配当の受領により同社に対する重要な影響力を喪失し、持分法適用の関連会社から除外しました。

・その他

提 携 先	内 容
Airdoc社（中国）※6	AI活用による中国における眼疾患の診断率向上に向けての提携
Singapore National Eye Centre（シンガポール）	アジアにおける眼科医療エコシステム発展を目指した革新的教育プログラムの開発・国際展開に関する戦略的パートナーシップ
アクチュアライズ株式会社（日本）	フックス角膜内皮ジストロフィを対象としたシロリムス点眼液のグローバル開発に向けた第Ⅱ相臨床試験（PhaseⅡa/POC試験）の共同開発

※6 2024年6月に契約を終了しました。

2 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,100,000,000株

(2) 発行済株式の総数 342,055,554株（自己株式632,186株を含む）

(注) 当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションによる新株予約権の行使により44,700株増加しました。また取締役会決議に基づく自己株式の消却により21,985,400株減少しました。

(3) 株主数 24,124名（前期末比1,016名減）

(4) 大株主

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	58,076	17.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	18,594	5.4
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC （常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	10,857	3.2
日本生命保険相互会社 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	10,662	3.1
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	10,567	3.1
GOVERNMENT OF NORWAY （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	8,084	2.4
JPモルガン証券株式会社	7,310	2.1
株式会社三菱UFJ銀行	6,989	2.0
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	6,975	2.0
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	6,944	2.0

(注) 1. 持株比率は、自己株式（632,186株）を控除して計算しています。

2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	58,076千株
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	18,594千株

3. 2023年9月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者2名が、2023年8月31日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含まれていません。
- なお、以下の持株比率は、自己株式（632,186株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	所有株数（千株）	持株比率（％）
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	11,339	3.3
日興アセットマネジメント株式会社	8,203	2.4

4. 2024年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、野村證券株式会社が、2024年5月31日現在で、以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含まれていません。
- なお、以下の持株比率は、自己株式（632,186株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	所有株数（千株）	持株比率（％）
野村アセットマネジメント株式会社	19,141	5.6

5. 2024年7月29日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者4名が、2024年7月22日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、このうち、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファースト・センティア・インベスターズ・アールキューアイ・ピーティーワイ・リミテッドについては、2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、三菱UFJ信託銀行株式会社は上記の大株主には含まれていません。
- なお、以下の持株比率は、自己株式（632,186株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	所有株数（千株）	持株比率（％）
株式会社三菱UFJ銀行	6,989	2.0
三菱UFJ信託銀行株式会社	9,832	2.9
三菱UFJアセットマネジメント株式会社	2,237	0.7
ファースト・センティア・インベスターズ・アールキューアイ・ピーティーワイ・リミテッド	482	0.1

6. 2024年10月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ブラック・クリーク・インベストメント・マネジメント・インクが、2024年10月15日現在で、以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含まれていません。
- なお、以下の持株比率は、自己株式（632,186株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	所有株数（千株）	持株比率（％）
ブラック・クリーク・インベストメント・マネジメント・インク	13,738	4.0

7. 2024年12月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者6名が、2024年11月29日現在で、以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、ブラックロック・ジャパン株式会社は上記の大株主には含まれていません。
- なお、以下の持株比率は、自己株式（632,186株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	所有株数（千株）	持株比率（％）
ブラックロック・ジャパン株式会社	7,039	2.1
アペリオ・グループ・エルエルシー	378	0.1
ブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー	462	0.1
ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド	1,468	0.4
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	900	0.3
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	3,815	1.1
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ、エイ、	4,213	1.2

8. 2025年3月24日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーが、2025年3月17日現在で、以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含まれていません。なお、以下の持株比率は、自己株式（632,186株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	所有株数（千株）	持株比率（%）
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー	24,381	7.1

(5) 当事業年度に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

株式の種類及び数		交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 68,987株	5名

（注）上記株式は、譲渡制限付株式報酬制度及びパフォーマンス・シェア・ユニット制度に基づく対価として取締役（社外取締役を除く、退任者を含む）に交付したものです。

3 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の内容の概要

第4回株式報酬型新株予約権	
発行決議の日	2016年8月2日
発行日	2016年8月31日
新株予約権の数	313個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式、 31,300株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	1株当たり1円とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	114,821円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2019年9月1日から2026年9月1日まで
新株予約権の行使の条件	・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	54個（1名）
取締役（社外取締役を除く）	54個（1名）
第5回株式報酬型新株予約権	
発行決議の日	2017年8月1日
発行日	2017年8月31日
新株予約権の数	328個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式、 32,800株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	1株当たり1円とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	154,409円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2020年9月1日から2027年9月1日まで
新株予約権の行使の条件	・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	119個（1名）
取締役（社外取締役を除く）	119個（1名）

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	黒川 明	—
代表取締役社長兼CEO	伊藤 毅	—
取締役 執行役員COO	中島理恵	重要な兼職の状況 Santen Holdings U.S. Inc.取締役 Santen Inc.取締役
取締役 執行役員	栗原逸平	担当 日本事業統括兼グローバル コマーシャル ストラテジー
取締役	古谷 昇	重要な兼職の状況 有限会社ビーフル代表取締役 株式会社ジンズホールディングス社外取締役 サンバイオ株式会社社外取締役
取締役	南 多美枝	重要な兼職の状況 帝人株式会社社外取締役
取締役	伊香賀正彦	重要な兼職の状況 伊香賀正彦公認会計士事務所代表 プラジュナリンク株式会社代表取締役 リョービ株式会社社外取締役
取締役	菊岡 稔	—
常勤監査役	井阪 広	—
監査役	朝谷純一	—
監査役	穂高弥生子	重要な兼職の状況 一色法律事務所パートナー 株式会社安川電機社外取締役（監査等委員） 住友重機械工業株式会社社外取締役
監査役	宗像雄一郎	重要な兼職の状況 霞ヶ関キャピタル株式会社社外取締役（監査等委員） シナネンホールディングス株式会社社外取締役（常勤監査等委員）

- (注) 1. 大石佳能子氏、新宅祐太郎氏及び皆川邦仁氏は、2024年6月25日付をもって、取締役を退任しました。
2. 中島理恵氏、栗原逸平氏、伊香賀正彦氏及び菊岡稔氏は、2024年6月25日付をもって、取締役に就任しました。
3. 伊香賀正彦氏は、2024年6月25日付をもって、監査役を退任しました。
4. 宗像雄一郎氏は、2024年6月25日付をもって、監査役に就任しました。
5. 監査役朝谷純一氏は、財務・経理及び子会社CFOとして海外ビジネスに携わってきたことによる経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 監査役宗像雄一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 取締役のうち、古谷昇、南多美枝、伊香賀正彦及び菊岡稔の各氏は、社外取締役です。
8. 監査役のうち、朝谷純一、穂高弥生子及び宗像雄一郎の各氏は、社外監査役です。

9. 取締役古谷昇、南多美枝、伊香賀正彦及び菊岡稔の各氏並びに監査役朝谷純一、穂高弥生子及び宗像雄一郎の各氏につきましては、東京証券取引所に対して、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として届け出ています。
10. 当社では、マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入しています。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、損害賠償請求がなされたことにより被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用、求償権保全協力費用など）を填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

- ・ 保険対象となる会社： 当社及び全ての会社法上の子会社、また過去に存在したが当社の事業活動に伴い清算した法人や吸収した法人で、現時点で法人格として存在しない子会社も含む。
- ・ 被保険者： 保険対象となる会社の取締役、監査役、従業員（管理・監督者の地位にある、役員と共同被告として訴えられているなど）、退任した役員を含む被保険者の配偶者など。

すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額
(報酬支給額)

区分		支給人数	支給額	
取締役	基本報酬 (うち社外取締役)	11名 (7名)	341百万円 (92百万円)	2018年6月26日 定時株主総会による限度額及び支給対象員数 社外取締役を除く取締役4名に対し、年額400百万円
	年次賞与 (うち社外取締役)	3名 (－)	53百万円 (－)	2022年6月24日 定時株主総会による限度額及び支給対象員数 社外取締役を除く取締役4名に対し、年額200百万円
	パフォーマンス・ シェア・ユニット制度 (うち社外取締役)	4名 (－)	72百万円 (－)	2022年6月24日 定時株主総会による限度額及び支給対象員数 社外取締役を除く取締役3名に対し、1年あたり100百万円
	譲渡制限付株式報酬制度 (うち社外取締役)	4名 (－)	67百万円 (－)	2022年6月24日 定時株主総会による限度額及び支給対象員数 社外取締役を除く取締役3名に対し、年額100百万円
	計 (うち社外取締役)		533百万円 (92百万円)	
監査役	基本報酬 (うち社外監査役)	5名 (4名)	83百万円 (48百万円)	2024年6月25日 定時株主総会による限度額及び支給対象員数 監査役4名に対し、年額100百万円
	合計 (うち社外取締役及び社外監査役)		616百万円 (140百万円)	

- (注) 1. 支給人数は、当事業年度中に就任していた者の合計で、2024年6月25日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した取締役3名、辞任により退任した監査役1名を含んでいます。
2. 取締役の「基本報酬」の支給人数及び支給額には、社外取締役を含みます。
3. 監査役の「基本報酬」の支給人数及び支給額には、社外監査役を含みます。
4. 「パフォーマンス・シェア・ユニット制度」に基づき、2024年9月30日に、取締役（社外取締役を除く、退任者を含む）3名に対し、16,254株（30百万円）交付するとともに、現金30百万円を支払いました（なお、これらは当年度及び過年度の事業報告において報酬支給額として開示済みの37百万円を含めています）。

（取締役及び監査役に対する報酬体系）

	基本報酬	年次賞与	パフォーマンス・ シェア・ユニット制度	譲渡制限付 株式報酬制度
社外取締役を除く取締役	対象	対象	対象	対象
社外取締役	対象	—	—	—
監査役	対象	—	—	—

（4）取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

（報酬フィロソフィー）

当社は、取締役、監査役及び執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針を以下のように定めています。

＜社内取締役及び執行役員（社内経営幹部）＞

- ・ 当社のビジョンである「Santen 2030」や中期的な戦略目標の達成、ESG経営の強化に向け意欲高く取り組めるよう、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資する実効性を備えているものであること
- ・ 幅広いステークホルダーとの価値共有を深めるものであること
- ・ ステークホルダーに対して高い説明責任を果たすべく、透明性の高い報酬決定プロセスを経て客観性が担保されたものであること
- ・ グローバル人材を含む優秀な人材を各国・地域で確保できるよう、競争力のある報酬水準を提供すること
- ・ グローバル統一の評価・報酬制度のもと、厳しい規律付けを備えたパフォーマンスカルチャーをより一層浸透させ、目標の達成に向けて取り組むことを後押しするもの

＜社外取締役及び監査役＞

- ・ 当社の持続的な成長を社内経営幹部とは異なる独立の立場から支えるべく、役割の大きさに応じた適正な報酬水準とするとともに、社内経営幹部とは共通の業績目標を有さない制度とすることによって、経営の監督機能の実効的な発揮を促すものとする

（取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針）

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

上記のフィロソフィーに基づき、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、

「決定方針」といいます。)については、幹部報酬委員会による答申を踏まえて取締役会において決議しています。

②決定方針の内容の概要

後述の（取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容）、（社外取締役の個人別の報酬等の内容）及び（取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項）をご参照ください。

③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、幹部報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会ではその答申内容も検証し決定方針に沿うものであると判断しています。

（取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容）

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、原則として、基本報酬、年次賞与及び株式報酬の3つの制度で構成しています。総報酬の基準額におけるそれぞれの構成比率は、基本報酬：年次賞与：株式報酬を1：0.25：0.5とし、総報酬の水準は、医薬品企業のベンチマーク結果等を参考に決定しています。これらの概要は以下（図表1及び2）のとおりです。ただし、個人別の役割・職責等に応じて個別に調整を加える場合があります。

取締役会長の報酬は、監督機能の発揮に通じた中長期的な企業価値の維持向上を促すため、基本報酬及び株式報酬の2つの報酬要素で構成しています。総報酬の基準額におけるそれぞれの構成比率は、基本報酬：株式報酬を1：0.5としています。なお、株式報酬は譲渡制限付株式のみとし、業績指標に連動する年次賞与とパフォーマンス・シェア・ユニットについては支給していません。

図表 1：制度の目的及び概要

報酬の種類		目的・概要
固定	基本報酬	・職務評価に基づく等級別の月額固定報酬
変動	年次賞与 (年次インセンティブ)	・事業年度毎の業績目標の達成に向けて、着実に成果を積み上げるための業績連動報酬とし、基準額は基本報酬に対して0.25の比率で設定 ・年次賞与は、経営上重要な単年度業績指標に連動する連結業績連動部分（“Financial”）、非財務指標連動部分（“Non-Financial”）、並びに部門業績指標・個人目標による連動部分（“Individual”）の3つの評価区分から構成される。ただし、CEOについては、Financial及びNon-Financialの2つの評価区分から構成される。 ・連結業績連動部分（“Financial”）については、売上収益、営業利益率、ROEの目標達成度に連動させ、支給率を決定する。各指標の評価ウェイトは、売上収益：営業利益率：ROE＝25：50：25としている。 ・非財務指標連動部分（“Non-Financial”）については、ESG関連目標を設定し、幹部報酬委員会が期末の評価を実施のうえ、支給率を決定する。 ・CEO以外の取締役（社外取締役を除く）に対する部門業績指標・個人目標による連動部分（“Individual”）については、CEOが各取締役と面談にて期初の目標設定及び期末の評価を実施のうえ、支給率を決定する。 ・ポジションごとの基準額に対し、評価区分ごとの支給率を乗じることで最終支給率を算出する。最大支給率はCEOについて基準額の275%、その他の取締役（社外取締役を除く）について同248%とし、支給率0%からこれらの数値の範囲で支給額を決定し、毎事業年度終了後に支給する。
	株式報酬 (中長期インセンティブ)	・当社のビジョンの実現や戦略の遂行に向け意欲高く取り組むことを促し、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、以下の2つにより構成し、交付株式数の基礎となる基準額はいずれも基本報酬に対して0.25の比率で設定（パフォーマンス・シェア・ユニット制度） ・中期経営計画の期間等都度決定する一定期間（以下、「業績評価期間」）に掲げた目標業績指標達成度に応じて交付する株式数を変動させる業績連動型株式報酬制度 ・グローバルのライフサイエンス企業をピアグループとして設定した相対TSR（ウェイト80%）及びESG関連指標（ウェイト20%）の達成度に応じて0%～200%の範囲で株式交付率を決定 ・業績評価期間満了時点で対象取締役の地位にあること等の条件を満たすことにより、業績評価期間終了後に株式交付（譲渡制限付株式報酬制度） ・毎事業年度において譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度 ・対象取締役の地位にあること等の条件を満たすことにより、毎3年後に譲渡制限を解除

(注) 1. 上表の年次賞与に係る当事業年度の単年度連結業績連動部分（“Financial”）実績は、売上収益が300,004百万円、営業利益率（フルベース）が15.6%、ROE（フルベース）が12.2%（目標値はそれぞれ297,000百万円、15.0%、10.5%）です。また、非財務指標連動部分（“Non-Financial”）のESG関連目標は、エンゲージメント向上に向けた取り組み、サイバーセキュリティへの理解の底上げ、コンプライアンスに関する理解浸透などとなっており、2025年5月に幹部報酬委員会にて評価を行い、目標を上回る達成（支給率104.8%）という評価結果としました。

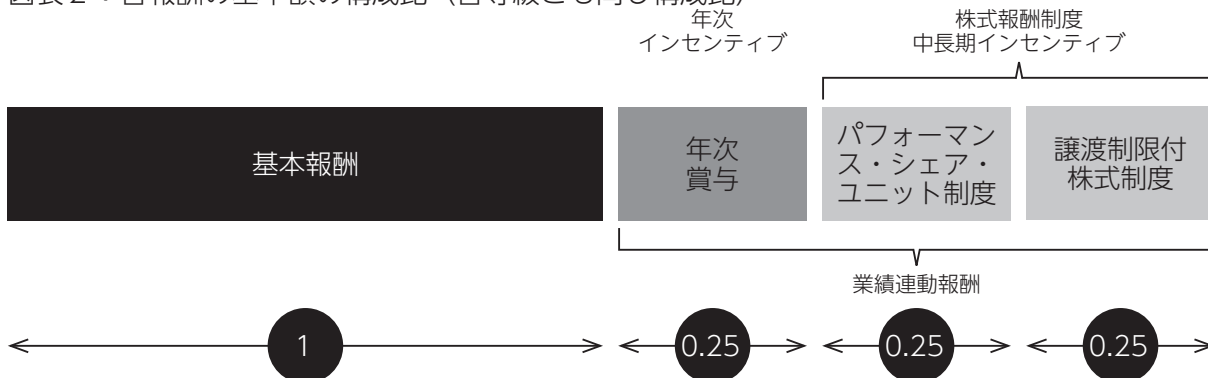
2. パフォーマンス・シェア・ユニット制度に係る相対TSRの比較対象企業は以下の21社です。

日本に本社を置く企業等	ヨーロッパに本社を置く企業等	アメリカに本社を置く企業等
アステラス製薬	Alcon社	Abbott社
中外製薬	Bayer社	Abbvie/Allergan社
第一三共	GSK社	Bausch Health社
エーザイ	Novartis社	Glaukos社
協和キリン	Novo Nordisk社	Johnson & Johnson社
武田薬品工業	Roche社	Merck社
テルモ	Sanofi社	Pfizer社

中期経営計画の目標達成を促すべく、順位が比較企業の上位1/2（50%ile）の場合に支給率100%、上位1/4（75%ile）を達成した場合には支給率200%、下位1/4（25%ile）を閾値とし、支給率50%と定め、これを下回る場合には支給率を0%とします。ESG関連指標はDow Jones Sustainability Indices (DJSI)におけるIndexへの選出、もしくはDJSI参加製薬企業全体における当社スコアの相対位置を参照して支給率を決定します。Indexへ選出された場合、“World Index”への選出で支給率200%、“Asia Pacific Index”への選出で支給率150%とします。いずれのIndexにも選出されなかった場合は、DJSI参加製薬企業全体における当社スコアの相対位置に応じて支給率を変動させるものとし、“Asia Pacific Index”選出企業の最低スコアを支給率150%、DJSI参加製薬企業全体の最高スコアの65%のスコアを支給率0%とし、両者を結ぶ直線上における当社スコアの相対位置で支給率を算出するものとします。なお当社スコアがDJSI参加製薬企業全体の最高スコアの65%のスコアを下回る場合は支給率を0%とします。

- 2022年度に付与したパフォーマンス・シェア・ユニットに係る実際の当社株式の数及び金銭の額の算定に用いる評価指標の実績値は、相対TSRは60.6%ileです。ESG関連指標はスコア75ポイントです。いずれのIndexにも選出されなかったため、“Asia Pacific Index”選出企業の最低スコア（76ポイント）とDJSI参加製薬企業全体の最高スコアの65%に相当するスコア（53ポイント）から、支給率を算出しました。
- 株式報酬制度に基づく株式の交付状況は、「2.株式に関する事項（5）当事業年度に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載のとおりです。

図表 2：各報酬の基準額の構成比（各等級とも同じ構成比）



なお、当社の役員報酬制度が過度なリスクテイクを促すようなインセンティブ報酬となることを抑制し、役員報酬制度の健全性を確保することを目的に、非違行為や不正会計による財務諸表の遡及修正等の一定の事由が生じた場合に、支給・交付の前後を問わず、幹部報酬委員会の審議を経た取締役会の判断により、インセンティブ報酬の全部又は一部を返還させる又は没収する条項（いわゆるマルス・クローバック条項）を定めています。

（社外取締役の個人別の報酬等の内容）

業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみとしており、医薬品企業のベンチマーク結果等を参考に決定しています。また、幹部報酬委員会を含む任意の委員会の委員長である社外取締役には、手当を支給しています。

なお、業績連動報酬は、社外取締役の監督機能の適切な発揮を促す観点から、支給していません。

（監査役の個人別の報酬等の内容）

監査役の報酬については、月額固定報酬のみとしており、幹部報酬委員会からの助言に基づき、医薬品企業のベンチマーク結果等を参考に、株主総会で決議された監査役報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しています。

なお、業績連動報酬は、監査役の監督機能の適切な発揮を促す観点から、支給していません。

（取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項）

取締役会における報酬の基本方針や報酬制度、報酬水準等の審議・決定に際しての独立性・客観性を確保するとともに、取締役会の監督機能と説明責任を果たす能力を強化すべく、幹部報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しています。

幹部報酬委員会はその過半数を社外取締役で構成することとし、委員長は、独立性・客観性と

事業報告

説明責任を果たす能力の強化の観点から実効的な委員会運営を図るべく、独立社外取締役である委員の中から選定しています。

当社の幹部報酬委員会は、外部の報酬コンサルティング会社であるWTW（タワーズワトソン株式会社）をアドバイザーとして起用し、同社が運営する「経営者報酬データベース」に基づき、毎年、当社の事業規模や業種・業態に類似する企業等について報酬のベンチマークを行い、当社の取締役の報酬水準及び業績連動報酬の割合の妥当性を検証するとともに、同社より提供された必要十分な情報に基づき、適切な審議を行っています。

役員の報酬額の決定に際し、取締役の個人別支給額は、株主総会で決議された各報酬の報酬枠の範囲内で、幹部報酬委員会の審議を経て取締役会が決定しています。なお、取締役の個人別の報酬の決定に際して、経営環境の変化や不祥事等の予期せぬ事象が発生した場合には、取締役会が必要に応じて幹部報酬委員会の審議を経て、取締役の個人別の報酬等について裁量的な調整を加える場合があります。

（幹部報酬委員会の構成・委員長の属性・活動内容等）

幹部報酬委員会はその過半数を社外取締役で構成することとしており、社外取締役3名を含む5名の取締役で構成されます。

幹部報酬委員会の委員長は、独立性・客観性と説明責任を果たす能力の強化の観点から実効的な委員会運営を図るべく、独立社外取締役である委員の中から選定することとしています。

事業報告作成日現在における幹部報酬委員会の構成は、以下のとおりです。

委員会名	構成員の氏名	委員長の役職及び氏名
幹部報酬委員会	[社内] 黒川 明、伊藤 毅	社外取締役 伊香賀 正彦
	[社外] 伊香賀 正彦、古谷 昇、南 多美枝	

幹部報酬委員会の主な審議事項等は以下のとおりです。

幹部報酬委員会が 審議・承認を行う主な事項	・CEOを含む取締役の報酬制度と個人別支給額 ・社内経営幹部の報酬制度とパフォーマンスマネジメントの概要 ・監査役の報酬制度に関する助言内容 ・報酬開示の概要 ・グループ全体の株式報酬プランに関する事項
幹部報酬委員会が 報告を受ける主な事項	・各経営幹部のパフォーマンスマネジメントの運用状況の概要と個人別支給額 ・グローバル人事制度の概要

当事業年度に係る報酬額の決定過程においては、幹部報酬委員会を合計9回開催（2024年4月30日、5月14日、6月25日、10月1日、12月3日、2025年1月7日、2月27日、3月27日、5月1日。事業年度終了後に開催されたものを含む。）し、取締役会に対する提言又は監査役会に対する助言を行いました。また、係る提言をうけて、取締役会でこれらの事項について審議・決定を行いました。

幹部報酬委員会における主な審議内容は図表3のとおりです。

図表3：主な審議内容

主な審議内容	
・取締役の報酬決定方針について ・新任幹部及び退任幹部の報酬の取扱いについて ・2024年度に係る年次賞与の詳細設計について ・2024年度に係る年次賞与における非財務指標（“Non-Financial” = ESG評価）の目標設定について ・2024年度に係る株式報酬の付与数について ・2025年度に向けた幹部報酬制度改定の方針について ・2025年度に向けた取締役の報酬構成・水準の改定について ・2025年度に向けた取締役の報酬枠改定について ・2025年度に向けた社内経営幹部の年次賞与制度および株式報酬制度の改定について ・国内の社内経営幹部の譲渡制限付株式報酬制度からリストラクテッド・ストック・ユニット制度（事後交付型株式報酬制度）への移行について ・監査役（社外監査役を含む）の報酬に関する幹部報酬委員会からの助言内容について ・事業報告における役員報酬開示案について	

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼職している法人等の名称	兼職している法人等での地位	兼職している法人等と当社の関係
社外取締役	古谷昇	有限会社ビーフル	代表取締役	—
		株式会社ジンズホールディングス	社外取締役	—
		サンバイオ株式会社	社外取締役	—
	南多美枝	帝人株式会社	社外取締役	—
		伊香賀正彦公認会計士事務所	代表	—
		伊香賀正彦	代表取締役	—
社外監査役	穂高弥生子	プラジュナリンク株式会社	社外取締役	—
		リョービ株式会社	社外取締役	—
		一色法律事務所	パートナー	—
	宗像雄一郎	株式会社安川電機	社外取締役（監査等委員）	—
		住友重機械工業株式会社	社外取締役	—
		霞ヶ関キャピタル株式会社	社外取締役（監査等委員）	—
		シナネンホールディングス株式会社	社外取締役（常勤監査等委員）	—

② 主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況
社外 取締役	古谷昇	当社社外取締役を2005年から2015年の計10年務められ、当社の眼科事業、戦略・ガバナンス・意思決定等への理解が深く、また経営コンサルタントとしての企業経営に関する幅広い知識・経験を有しておられ、全社的な見地で適切な意見を述べていただくことを期待しています。当事業年度開催の取締役会13回全てに出席するほか、当社が設置している任意の委員会である「指名委員会」「幹部報酬委員会」「戦略審議委員会」の委員を務め、これらの委員会全てに出席し、取締役会及びこれらの委員会において上記視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	南多美枝	グローバルに展開する企業において、複数の地域で事業ヘッドを経験されるなど豊富な海外実務経験を有しておられ、取締役会ではグローバル視点で適切な意見を述べていただくことを期待しています。当事業年度開催の取締役会13回全てに出席するほか、当社が設置している任意の委員会である「幹部報酬委員会」「戦略審議委員会」の委員を務め、これらの委員会全てに出席し、取締役会及びこれらの委員会において上記視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	伊香賀正彦	公認会計士としての財務及び会計に関する知見と、企業経営者としてグローバル化を推進されるなど幅広い国際経験と見識を有しており、当社社外監査役を2022年から2024年の計2年務められました。監査役会及び取締役会では、全社的な見地で的確な助言をいただき、幅広い見地から取締役の経営判断及び職務執行の妥当性を監査いただいており、このことから、取締役として適切な意見を述べていただくことを期待しています。当事業年度開催の取締役会13回全てに出席（うち3回は監査役として出席）するほか、当社が設置している任意の委員会である「指名委員会」「幹部報酬委員会」「戦略審議委員会」の委員を務め、これらの委員会全てに出席し、取締役会及びこれらの委員会において上記視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	菊岡稔	複数のグローバル組織でCFOやCEOとしてリーダーシップを発揮されるなど財務・会計や企業経営に関する幅広い知識・経験を有しておられ、取締役会では当社のグローバルな事業展開等に対して取締役として適切な意見を述べていただくことを期待しています。当事業年度開催の取締役会のうち、社外取締役就任後に開催された10回全てに出席するほか、当社が設置している任意の委員会である「指名委員会」「戦略審議委員会」の委員を務め、これらの委員会全てに出席し、取締役会及びこれらの委員会において上記視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	朝谷純一	当事業年度開催の取締役会13回全て、及び当事業年度開催の監査役会11回全てに出席し、製薬企業において、国内営業、財務・経理、コンプライアンス・リスク管理、内部監査といった業務に携わり、製薬企業の業務に精通した豊富な経験と知見、また海外駐在時には経営計画や経理・財務の領域から現地ビジネスへ関与するなど、幅広い国際ビジネス経験と見識を有しておられ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要な発言を適宜行っています。また、監査役会で定めた監査方針・監査計画に従って、代表取締役及び執行役員等との意見交換、海外子会社での実地確認などを行いました。
社外 監査役	穂高弥生子	当事業年度開催の取締役会13回全て、及び当事業年度開催の監査役会11回全てに出席し、弁護士として特に企業法務に関する豊富な経験と知見、また米系法律事務所にて長年パートナーを務められ、幅広い国際法務経験と見識を有しておられ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要な発言を適宜行っています。また、監査役会で定めた監査方針・監査計画に従って、代表取締役及び執行役員等との意見交換、海外子会社での実地確認などを行いました。
	宗像雄一郎	2024年6月25日の監査役就任以降に開催の取締役会10回全て、及び監査役就任以降に開催の監査役会8回全てに出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する知見に加え、監査・内部統制・コーポレート・ガバナンス等に関する高い専門性、並びに海外駐在などによる豊富な国際経験と国際感覚を有しておられ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要な発言を適宜行っています。また、監査役会で定めた監査方針・監査計画に従って、代表取締役及び執行役員等との意見交換、海外子会社での実地確認などを行いました。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、当事業年度において、会社法第370条及び当社定款第24条に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

③ 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役として、有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性の確保、並びに監査体制の一層の強化を図るため、現行定款において、社外取締役及び社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。これにより、社外取締役及び社外監査役の各氏と当社の間で、当該責任限定契約を締結しています。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

④ 報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
社外取締役	7名	92百万円
社外監査役	4名	48百万円
合計	11名	140百万円

(注) 人数は、当事業年度中に就任していた者の合計で、2024年6月25日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した社外取締役3名、辞任により退任した社外監査役1名を含んでいます。

5 会計監査人に関する状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 公認会計士法第2条第1項の監査業務のうち、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査業務の報酬等の額	119百万円
② ①以外に支払った報酬等の額	－百万円
③ 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	119百万円

- (注) 1. 当社の監査役会は、上記①に関して、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人が適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準と認められることから、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき当該会計監査人を解任するものとします。この場合、監査役会が選定した監査役は、当該会計監査人を解任した旨と解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

また、当社の監査役会は、会計監査人について、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、又は、会計監査人としての法令遵守体制、品質管理体制、独立性・専門性、グローバルな監査体制、不正リスクへの配慮、監査報酬の妥当性等を每期評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要であると判断した場合には、株主総会に提出する当該会計監査人の解任もしくは不再任に関する議案の内容を決定します。

6 コーポレート・ガバナンス

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が不可欠であると考えています。

当社は、監査役会設置会社を選択しており、今後も現在の制度を活用し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでまいります。

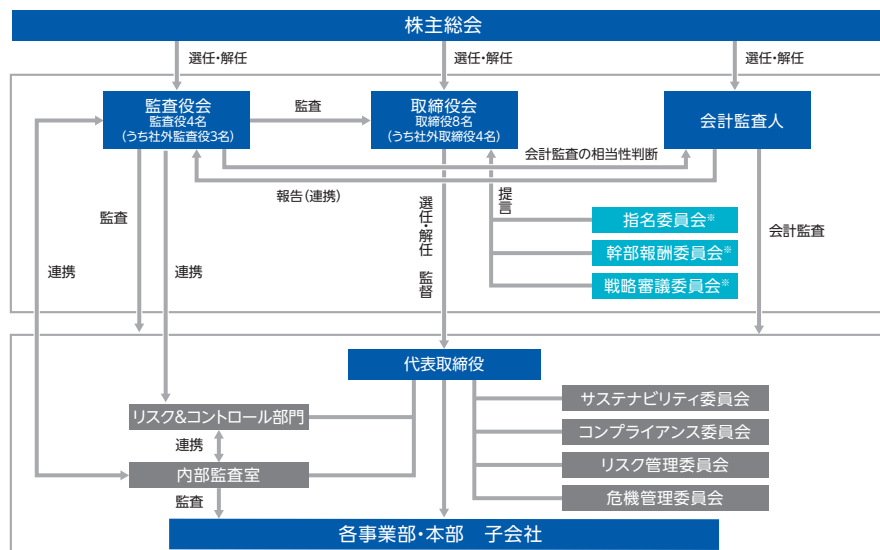
まず、取締役会の機能は、重要な業務執行に関する意思決定を行うこと、経営陣・取締役の業務執行を監督することであり、当社では、両機能を最大限に発揮する運営を行ってまいります。

社外取締役には、多様な経験・知識を生かし、取締役会において個々の経営課題等の意思決定に積極的に参画することを期待するとともに、経営監督機能強化の観点からの意見・提言を求めてまいります。

また、当社は社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「指名委員会」、「幹部報酬委員会」、「戦略審議委員会」を設置し、経営の透明性・客観性の向上を図っていきます。さらに、執行役員制度の下、強固なマネジメントと業務執行のスピードを両立してまいります。

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役の職務の執行について、適法性の観点に加え、意思決定プロセスの妥当性やコーポレート・ガバナンスの有効性も視野に入れた監査を行い、取締役会及び執行部門の機能強化への提言を行ってまいります。

企業統治体制（2025年4月1日現在）



※ 指名委員会等設置会社における委員会とは異なります。

(2) 取締役会

当社の取締役会は、会社の持続的成長と中長期の企業価値の向上を促すべく、主に経営戦略等の重要な業務執行に関して、多面的に審議し、意思決定するとともに、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役の業務執行が適正に行われているかを監督しており、その役割・責務を果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる構成となっています。なお、社外取締役には、必要な情報や知識の提供を行うなど、自らの役割を果たすために必要な機会を提供しています。

(3) 監査役会

当社の監査役会は、適正な監査を行うにあたり、適切な経験・能力を有する者を選任しており、特に財務・会計に関する十分な知見を有しているものを1名以上選任しています。なお、社外監査役には、必要な情報や知識の提供を行うなど、自らの役割を果たすために必要な機会を提供しています。

(4) 任意の各種委員会

当社は、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「指名委員会」、「幹部報酬委員会」、「戦略審議委員会」を設置しています。

指名委員会は、取締役及び監査役の選定に際して審議し、提言すること、並びに、執行役員の選任に関しては、諮問に応じて助言を行うことを目的とし、社外取締役3名を含む取締役5名により構成されています。

幹部報酬委員会は、取締役及び執行役員の報酬に関して審議し、取締役会に提言すること、並びに、監査役の報酬については、市場価値を参考にして監査役会に助言することを目的に、社外取締役3名を含む取締役5名により構成されています。

指名委員会及び幹部報酬委員会はその過半数を社外取締役で構成することとしており、委員長は、独立性・客観性と説明責任を果たす能力の強化の観点から実効的な委員会運営を図るべく、独立社外取締役である委員の中から選定することとしています。

戦略審議委員会は、事業戦略など重要な戦略課題について集中して審議することを目的とし、社外取締役4名を含む取締役8名により構成されています。

なお、事業報告作成日現在における各委員会の構成員の氏名及び委員長の役職名は以下のとおりです。

委員会名	構成員の氏名	委員長の役職及び氏名
指名委員会	[社内] 黒川 明、伊藤 毅 [社外] 古谷 昇、伊香賀 正彦、菊岡 稔	社外取締役 古谷 昇
幹部報酬委員会	[社内] 黒川 明、伊藤 毅 [社外] 伊香賀 正彦、古谷 昇、南 多美枝	社外取締役 伊香賀 正彦
戦略審議委員会	[社内] 黒川 明、伊藤 毅、中島 理恵、栗原 逸平 [社外] 古谷 昇、南 多美枝、伊香賀 正彦、 菊岡 稔	代表取締役社長兼CEO 伊藤 毅

(5) 独立社外取締役のみを構成員とする会合

当社は、情報交換・認識共有の場として、独立社外取締役のみで構成する会合を適宜開催しています。

(6) 独立社外取締役と監査役の連携

当社は、取締役会における議論の質の向上を図るために必要な情報を提供すること、また、相互の連携を深めることを目的として、独立社外取締役及び監査役による情報交換の会議を定期的に行っています。

7 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

参天製薬株式会社（以下、Santen又は当社）は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、Santen及びその子会社から成る企業集団（以下、Santenグループ又は当社グループ）の業務の適正を確保するための体制（内部統制）を整備する旨の決議を行い、本内容に沿った整備を進めています。なお、2025年5月1日開催の取締役会において、以下のとおりに改定する旨の決議をしました。

(1) Santenグループの基本理念・私たちのビジョン

- ① Santenグループの基本理念並びに私たちのビジョンを以下のとおり定める。
（基本理念）
「天機に参与する」
・自然の神秘を解明し人々の健康の増進に貢献する。
（私たちのビジョン）
・Santenグループ基本理念に基づき、目指す理想の世界である私たちのビジョンとして“Happiness with Vision”を掲げ、世界中の一人ひとりが、Best Vision Experienceを通じて、それぞれの最も幸福な人生を実現する世界を創り出すことを目指す。
- ② Santenグループは、基本理念・私たちのビジョンのもと、世界中の一人ひとりが「見る」を通じて幸せな人生を実現するために、私たちの行動原則と価値観を行動と判断の拠り所として、肝心な事は何かを深く考え、どうするか明確に決め、迅速に実行する。

〔当該体制の運用状況〕

- ・新理念体系の更新に伴い、エグゼクティブよりコミュニケーションがなされ、基本理念・私たちのビジョン、行動原則・価値観の浸透が図られた。また、役員からのメッセージにおいては、常に基本理念・私たちのビジョンに触れるなど、基本理念・私たちのビジョンの浸透を図るとともに、社内における重要会議時に基本理念・私たちのビジョンを確認するなど、すべての行動は基本理念・私たちのビジョンに沿っていることを確認することに努めています。

(2) Santenグループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① Santenグループの取締役及び従業員は、基本理念及び全ての構成員の全ての企業活動における行動指針を定めた「参天企業倫理綱領」を規範とする。
- ② Santenは、基本理念及び「参天企業倫理綱領」をSantenグループ全体で推進するため担当執行役員の指揮のもと、周知徹底に努める。

- ③ Santenグループは、反社会的勢力からのいかなる要求にも応じないことを「参天企業倫理綱領」に定めるとともに、必要に応じて関係当局と連携し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
- ④ Santenグループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて直接に相談・通報できる手段を確保することに努めるとともに、相談・通報に対しては、Santenグループ各社が関係部門又はSantenと連携して解決にあたる。
- ⑤ Santenは、経営監視機能の強化・充実のため、独立性の高い社外取締役を複数選任するとともに、監査役による監査、社長直轄の内部監査室による内部監査体制の充実に努める。

〔当該体制の運用状況〕

- ・ 当社は、「天機に参与する」という基本理念のもと、共通の視点で企業活動を行うための規範として定めた「参天企業倫理綱領」について、情報発信や研修等により、海外子会社も含めて周知活動を実施し、徹底を図っています。
- ・ 当社は、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を設置し、当社グループのコンプライアンスの体制整備及び活動を推進しています。
- ・ 当社は、平素より反社会的勢力の動向を把握し、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、関係当局と連携をとり、一切の関係を遮断しています。
- ・ 当社は、社内外の窓口を通じた相談・通報については、国内・国外とも社外専門家と連携の上、ヒアリング等必要な調査を実施し、適切に対応しています。
- ・ 当社は、独立性の高い社外取締役を4名選任するとともに、独立性の高い社外監査役3名と常勤監査役を含めた4名体制で監査を実施し、経営監視機能の強化を図っています。また、CEO直轄の内部監査室を設置し、年間計画に基づく内部監査の結果を取締役及び監査役へ報告しています。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① Santenの取締役の職務の執行に係る情報の取扱いに関しては、情報セキュリティ規程、決裁規程、文書管理規程等の社内規程に基づいて、適切な保存・管理を行う。

〔当該体制の運用状況〕

- ・ 当社は、取締役の職務の執行に係る記録・文書等の情報については、情報セキュリティ規程、決裁規程、文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行っています。
- ・ 当社は、役員行動規範を制定し、ガバナンス機能の強化、並びに当社グループの企業価値の維持向上に取り組んでいます。

(4) Santenグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① Santenグループは、危機管理に係る規程に基づき、事業活動遂行上想定される主要な損失の危険に対処するため、各事業法人・組織において、平時から損失の危険の把握と管理に努め、方針・対応策の策定や情報収集を行う体制を構築し、損失の危険の回避・最小化に努める。具体的には、Santenのリスク管理部署は子会社と連携し、Santenグループの危険を把握、評価し、必要な対応策を策定し実行する。

- ② 重大な危機に発展する可能性のある事象が発生又は報告された場合には、Santenの代表取締役社長兼CEOを委員長とする「危機管理委員会」を設置し、対応と事態の収拾に努めるとともに再発防止策を実施する。
- ③ Santenの内部監査室はその独立した立場から、Santenグループにおける損失の危険の管理状況を内部監査する。

〔当該体制の運用状況〕

- ・ 平時のリスクマネジメントとして、リスクマネジメント規程の策定や情報収集を迅速に行うERM推進体制を見直し、3線体制の再構築/明確化を行いました。
- ・ そのうえで、リスク項目/リスクシナリオの設定、コントロール内容の確認、残余リスクの洗い出し、重要リスクの抽出及び対応計画の策定を行いました。
- ・ 今後は毎年この仕組みを回し、モニタリング状況をリスク管理委員会で報告・審議します。
- ・ 当社は、グローバル規程として危機事象報告規程を策定し、危機発生時に速やかに報告される体制を整備しています。
- ・ 当社は、重大な危機に発展する可能性のある事象が発生又は報告された場合、その影響を評価し、対処すべき重大な危機と判断した場合は、危機管理の最高責任者であるSantenの代表取締役社長兼CEOを委員長とする「危機管理委員会」を設置し、危機発生時、情報を一元的に把握、必要な対応策を講じ、危機を終結させる危機管理体制を構築しています。
- ・ 2024年度に発生したジクアスLX点眼液規格逸脱については、4月18日から危機管理委員会を発足させ、計8回の委員会を開催し、患者さんへの影響を最優先に考えながら、原因究明、安全性の検討、及び回収範囲・方法についての議論・決定を行うとともに、安定供給に向けた対策も議論しました。
- ・ 当社の内部監査室は、その独立した立場において、業務監査を通じリスク管理状況を検証実施しています。

(5) Santenグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① Santenは、取締役会で選任された、コーポレート・マネジメント・メンバー（CMM）を基軸に、スピーディかつ全社視点で最適な意思決定を行うグローバルなマネジメント体制を構築し、業務執行のガバナンス体制を強化する。
- ② Santenは、取締役会を原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ③ Santenにおいて、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「指名委員会」、「幹部報酬委員会」、「戦略審議委員会」を設置して、所定の事項を審議し、Santenの取締役会に助言させる。

- ④ Santenにおいて、Santenグループの経営方針及び業務執行に関する重要な事項について迅速かつ効率的に決議するために、各種会議体を設置する。
- ⑤ Santenは、取締役会規則、執行役員規程を定め、役割と権限を明確化する。また、決裁に関する規程・基準を整備し、意思決定の手順を明確にする。
- ⑥ Santenグループ各社がグローバルに事業推進するため、役割を明確にし、戦略をより確実に実行し、顧客にさらなる貢献が行えるよう人事・組織体制を整備する。また、組織に係る規程・基準を設け、それぞれの組織・子会社における権限と責任を明確にする。

【当該体制の運用状況】

- ・ コーポレート・マネジメント・メンバー（CMM）を基軸とした執行体制で、スピード感ある意思決定と一体感のある力強い事業執行に取り組んでいます。
- ・ 当社の取締役会は、定時の取締役会を13回開催しました。また、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「指名委員会」を4回、「幹部報酬委員会」を9回、「戦略審議委員会」を4回開催・審議しました。
- ・ 当社は、取締役会規則、執行役員規程を制定して役割と権限を明確化し、適切な運用を行っています。また、グローバル決裁規程を定め、意思決定の手順を明確化し、適切な運用を行っています。
- ・ 当社は、業務が有効かつ効率的に遂行できるようマネジメントフレームワークを定義し、グローバルな組織体として役割を明確にし、全体最適・標準化を実施しています。

(6) Santenグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① Santenは、内部統制部門を中心にSantenグループにおける企業活動の適正性向上のための助言・指導を行う管理体制を構築する。
- ② Santenは、子会社管理規程を整備して、子会社の業務の適正性を確保するために必要な事項を明確にし、これをSantenグループの全ての会社に適用し、主要な子会社の監査機能を強化するとともに、Santenは子会社の内部統制体制の整備・運用について確認する体制を構築する。
- ③ 財務報告の信頼性の確保に関しては、関係するSantenの各部門・子会社がその業務の適正性に関して自己点検を行い、Santenの内部監査室がその妥当性を検証する体制を構築する。

【当該体制の運用状況】

- ・ 当社は、子会社管理規程を運用しており、主要子会社の役員に「地域責任者」「Corporate CFO」「Region Finance Head」が原則として就任しています。また、子会社監査機能の強化を図るため、子会社監査役はグループ会社監査役連絡会に出席し、監査役会の監査計画の共有及び課題等について意見交換を行っています。
- ・ 当社は、当社グループにおける企業活動の適正性向上のため、当社のRisk & Control部門が中心となり、助言・指導を行う管理体制を構築・運用しています。

- ・ 当社は、子会社における業務の適正性を確保するため、マネジメントブック（内部統制サポートツール）を作成し全子会社マネジメントに対して周知を図っています。
- ・ 当社は、子会社の内部統制体制の整備・運用について、主要リスクファクター及び所管部署を定め、各リージョンを対象としたリスクアセスメントを定期的の実施し確認をする体制を構築しています。
- ・ 当社は、財務報告の信頼性の確保に関し、関係する当社各部門・子会社において、整備・運用状況の自己点検を実施し、内部監査を行っています。

(7) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① Santenの監査役の職務補助並びに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない専任の監査役スタッフをおく。
- ② 監査役スタッフに関する人事異動は、社内の規定に基づき、Santenの代表取締役が監査役の同意を得て実施する。人事評価については、監査役が社内の規定に基づき検討・決定した内容を尊重する。

〔当該体制の運用状況〕

- ・ 当社は、監査役の職務補助並びに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない監査役室を置き、室長を含め、専任の監査役スタッフ3名を置いています。
- ・ 当社の監査役スタッフに関する人事異動や人事評価については、社内の規定に基づき、監査役の評価が尊重されています。

(8) Santenグループの取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① Santenグループの取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、遅滞無くSantenの監査役及び監査役会に報告する。
- ② ①以外についても、Santenの監査役は、必要に応じ随時にSantenグループの取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。
- ③ Santenの内部監査室と主要な子会社における監査部門は、その監査方針・計画、並びに監査結果を定期的にSantenの監査役会に報告し、情報交換を行う。
- ④ Santenグループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて行われたか否かにかかわらず、Santenグループの取締役及び従業員が監査役に報告したことを理由とした不利益な取扱いは、一切行わない。

〔当該体制の運用状況〕

- ・ 当社は、重要な事項について、監査役及び監査役会への報告体制が整備され運用されています。
- ・ 当社の監査役は、当社各部門及び主要子会社より、月次業務報告や必要に応じて会議議事録や各種資料を入手するとともに、必要に応じ随時に当社グループの取締役及び従業員に報告を求めています。
- ・ 当社の内部監査室は、月次で常勤監査役との定例会議を開催し、監査結果を報告しています。
- ・ 当社は、社内でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内規程によって通報者の保護について定めており、不利益な取扱いが生じないようにしています。

(9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① Santenの監査役及び監査役会は、Santenの代表取締役をはじめとして、必要と考えるSantenグループの取締役・従業員と、定期的に、もしくは必要に応じて会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互認識と信頼関係を深める。
- ② Santenの監査役は、Santenの代表取締役と協議の上で希望する会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況に対する意見を述べることができる。
- ③ Santenの監査役がその職務を遂行するために必要な費用は、会社が負担する。

〔当該体制の運用状況〕

- ・ 当社の監査役及び監査役会は、取締役や執行役員等と定期、随時に会合を開催し、重要課題などについて意見交換を行っています。
- ・ 当社の監査役は、必要に応じて社内の重要会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況に対する意見を述べています。
- ・ 当社は、監査役がその職務を遂行するために必要な費用を負担しています。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、特段の注記がない限り、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

連結計算書類

連結純損益計算書 2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	第113期	(ご参考) 第112期
売上収益	300,004	301,965
売上原価	△128,977	△123,256
売上総利益	171,027	178,709
販売費及び一般管理費	△87,967	△91,529
研究開発費	△24,103	△25,416
製品に係る無形資産償却費	△8,812	△9,471
その他の収益	589	1,548
その他の費用	△3,854	△15,301
営業利益	46,880	38,541
金融収益	4,002	1,572
金融費用	△2,716	△2,664
持分法による投資損失	△685	△7,575
税引前当期利益	47,481	29,874
法人所得税費用	△11,628	△3,171
当期利益	35,853	26,703
当期利益の帰属		
親会社の所有者持分	36,256	26,642
非支配持分	△403	60
当期利益	35,853	26,703

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

連結財政狀態計算書 2025年3月31日現在

(单位：百万円)

科 目	第113期	(ご参考) 第112期
資産		
非流動資産		
有形固定資産	72,954	71,576
無形資産	75,467	83,819
金融資産	16,177	21,832
退職給付に係る資産	7,861	7,165
持分法で会計処理されている投資	-	2,574
繰延税金資産	10,017	10,765
その他の非流動資産	2,501	1,829
非流動資産合計	184,978	199,560
流動資産		
棚卸資産	51,590	43,185
営業債権及びその他の債権	71,759	90,539
その他の金融資産	997	379
未収法人所得税	324	-
その他の流動資産	6,633	7,453
現金及び現金同等物	92,997	94,582
流動資産合計	224,300	236,139
資産合計	409,277	435,699

科 目	第113期	(ご参考) 第112期
資本		
親会社の所有者に帰属する持分		
資本金	8,806	8,777
資本剰余金	9,797	9,854
自己株式	△1,161	△1,018
利益剰余金	228,291	240,029
その他の資本の構成要素	40,509	48,411
親会社の所有者に帰属する持分合計	286,242	306,055
非支配持分	△1,061	△685
資本合計	285,181	305,369
負債		
非流動負債		
金融負債	30,940	32,439
退職給付に係る負債	1,221	1,292
未払法人所得税等	122	－
引当金	670	687
繰延税金負債	2,606	1,377
その他の非流動負債	1,701	1,739
非流動負債合計	37,260	37,534
流動負債		
営業債務及びその他の債務	38,989	43,531
その他の金融負債	25,573	25,711
未払法人所得税等	2,239	5,127
引当金	2,087	1,783
その他の流動負債	17,949	16,643
流動負債合計	86,837	92,796
負債合計	124,096	130,329
資本及び負債合計	409,277	435,699

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

連結計算書類

連結持分変動計算書 2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素		
					確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	在外営業活動体の換算差額
2024年4月1日残高	8,777	9,854	△1,018	240,029	—	5,481	40,306
当期包括利益							
当期利益				36,256			
その他の包括利益					358	△2,293	△2,677
当期包括利益合計	—	—	—	36,256	358	△2,293	△2,677
所有者との取引額							
新株の発行	28	28					
自己株式の取得		△46	△37,836				
自己株式の処分		8	875				
自己株式の消却		△36,820	36,820				
利益剰余金から資本剰余金への振替		36,812		△36,812			
配当金				△12,112			
株式報酬取引		△39					
その他				930	△358	△571	
所有者との取引額合計	28	△57	△142	△47,994	△358	△571	—
2025年3月31日残高	8,806	9,797	△1,161	228,291	—	2,616	37,629

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素				親会社の 所有者に帰属 する持分合計		
	キャッシュ・ フロー・ヘッジ	持分法適用会社 におけるその他の包 括利益に対する持分	新株予約権	その他の資本の 構成要素合計			
2024年4月1日残高	△20	2,464	181	48,411	306,055	△685	305,369
当期包括利益							
当期利益				－	36,256	△403	35,853
その他の包括利益	20	△2,325		△6,916	△6,916	27	△6,889
当期包括利益合計	20	△2,325	－	△6,916	29,340	△376	28,964
所有者との取引額							
新株の発行			△57	△57	0		0
自己株式の取得				－	△37,883		△37,883
自己株式の処分				－	882		882
自己株式の消却				－	－		－
利益剰余金から資本剰余金への振替				－	－		－
配当金				－	△12,112		△12,112
株式報酬取引				－	△39		△39
その他				△930	－		－
所有者との取引額合計	－	－	△57	△986	△49,152	－	△49,152
2025年3月31日残高	－	140	124	40,509	286,242	△1,061	285,181

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

<連結注記表>

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結計算書類の作成基準

Santenグループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は、同項後段の規定により、IFRSにより求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 34社であり、すべての子会社を連結しています。株式報酬制度に係る信託を連結の範囲に含めています。

(主要会社名)： Santen Holdings U.S. Inc.、Santen Inc.、Santen Holdings EU B.V.、
Santen SA、参天投資（中国）有限公司、参天製薬（中国）有限公司、
Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd.

当連結会計年度において、参天ビジネスサービス株式会社（日本）は清算を結了したため連結の範囲から除外しています。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社 1社

(会社名)： Plano Pte. Ltd.

当連結会計年度において、Twenty Twenty Therapeutics LLC（米国）からの清算配当の受領により同社に対する重要な影響力を喪失し、持分法適用の範囲から除外しています。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日である参天投資（中国）有限公司、参天製薬（中国）有限公司、参天医薬販売（蘇州）有限公司、重慶参天科瑞製薬有限公司、Eyevance Pharmaceuticals Holdings Inc.及びEyevance Pharmaceuticals LLCについては、連結決算日である3月31日に仮決算を行い連結しています。

5. 会計方針に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法並びに減価償却又は償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、当該資産の取得に直接関連する費用に、解体、除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入費用を含めて取得原価として認識しています。

認識後の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

土地以外の有形固定資産は、使用が可能となった時点から、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しています。主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 : 3～50年

機械装置及び運搬具 : 3～10年

工具、器具及び備品 : 4～10年

なお、減価償却方法、残存価額及び耐用年数は毎年見直し、必要に応じて調整しています。

② 無形資産

無形資産は、個別もしくは企業結合によって取得した、物理的実体のない識別可能な非貨幣資産であり、主なものは、のれん、製品に係る無形資産及びソフトウェアです。

<1>のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、取得対価を、企業結合で移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額及び段階的に達成される企業結合の場合には、取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計として測定し、この取得対価が、取得日における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合に、その超過額をのれんとして認識しています。

当初認識後ののれんについては、償却は行わず、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しています。のれんは企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しています。

<2>のれん以外の無形資産

のれん以外で個別に取得した無形資産については、当該資産の取得に直接関連する費用を取得原価として認識しています。のれん以外で企業結合によって取得した無形資産については、企業結合日の公正価値に基づいて認識しています。

認識後の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

これらの無形資産は、使用が可能となった時点から、それぞれの見積耐用年数（概ね20年以内）にわたって定額法で償却しています。見積耐用年数は、法的保護期間又は経済的耐用年数に基づいて算定し、定期的に見直しを行っています。

③ 有形固定資産及び無形資産に係る減損

有形固定資産及び使用可能である無形資産については、各報告期間の末日現在に、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループが減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価し、減損の兆候がある場合には、減損テストを実施し、回収可能性を評価しています。

のれん及び未だ使用可能でない無形資産については、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの減損の兆候の有無にかかわらず、毎年、減損テストを実施し、回収可能性を評価しています。

なお、資金生成単位とは、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローとは概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位をいいます。

回収可能性の評価においては、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方を回収可能価額とし、この回収可能価額と帳簿価額を比較して、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その額を減損損失として純損益で認識しています。なお、使用価値とは、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループから生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値です。

減損損失の戻入れについては、各報告期間の末日に、過年度に減損損失を計上した資産又は資金生成単位において、当該減損損失が消滅又は減少している可能性を示す兆候がある場合には、その資産又は資金生成単位の回収可能性を評価しています。回収可能価額が資産又は資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の帳簿価額から必要な償却又は減価償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、減損損失の戻入れを行っています。ただし、のれんについては減損損失の戻入れを行いません。

④ リース

Santenグループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しています。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しています。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用权資産とリース負債を認識しています。使用权資産は、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、リースインセンティブ等を調整した取得原価で当初測定しています。

原資産の所有権がリース期間の終了時まで借手に移転する場合又は、使用权資産の取得原価が購入オプションを使用することを反映している場合には、使用权資産を開始日から原資産の耐用年数の終了時まで減価償却を行い、それ以外の場合は、リース開始日から経済的耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたり定期的に減価償却しています。さらに、使用权資産は、(該当のある場合に) 減損損失によって減額され、リース負債の再測定に際して調整されます。

リース負債は、リース開始日における未決済のリース料を借手の追加借入利率で割り引いた現在価値として当初測定しています。リース開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しています。リース負債を見直した場合又はリース

の条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用权資産を修正しています。なお、リース負債の測定に際しては、リース要素とこれに関連する非リース要素は分離せず、単一のリース構成要素として認識することを選択しています。

また、リース対象資産の使用权を取得した日をリース開始日としており、リース期間はリース開始日から起算し、借手の解約不能期間に契約の延長オプションを行使する（又は、契約の解約オプションを行使しない）ことが合理的に確実であると見積もられる期間及びフリーレント期間を加えた期間として見積っています。

連結財政状態計算書において、使用权資産を「有形固定資産」に、リース負債を「金融負債」又は「その他の金融負債」に含めて表示しています。

リース期間が12か月以内の短期リース及び少額資産リースについて、IFRS第16号の免除規定を適用し、使用权資産及びリース負債を認識しないことを選択しています。Santenグループは、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

(2) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 金融資産

< 1 > 当初認識及び測定

金融資産を償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、又は純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しています。金融資産の当初認識時に当該分類を決定しています。

金融資産は、当該金融資産の契約条項の当事者となった取引日に当初認識しています。

(償却原価で測定される金融資産)

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で測定される金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産)

(ア) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産に分類します。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(イ) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産

償却原価で測定される金融資産、又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産以外の金融資産のうち、売却目的保有を除く全てのその他の資本性金融商品に対する投資について、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行っています。

(純損益を通じて公正価値で測定される金融資産)

償却原価で測定される金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しています。なお、いずれの負債性金融資産に対する投資も、会計上のミスマッチを取り除くあるいは大幅に削減させるために純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定していません。

重要な金融要素を含む営業債権を除く全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定しています。

< 2 > 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

(償却原価で測定される金融資産)

償却原価で測定される金融資産については、実効金利法により測定しています。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産)

(ア) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しています。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えます。

(イ) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しています。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、又は公正価値が著しく下落した場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えています。

(純損益を通じて公正価値で測定される金融資産)

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しています。

< 3 > 減損

償却原価で測定される金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。
(信用リスクの著しい増大の判定)

期末日ごとに、金融資産の債務不履行発生リスクを期末日現在と当初認識日現在で比較し、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価しており、その評価にあたっては、取引相手先の財務状況、期日経過の情報等を考慮しています。

債務者の重大な財政的困難、契約上の支払期日を経過して長期間延滞するなど金融資産の全部又は一部について回収ができない、又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行としています。

債務不履行に該当した場合、又は発行者又は債務者の著しい財政的困難などの減損の証拠が存在する場合、信用減損しているものと判断しています。

(予想信用損失の測定)

予想信用損失は、契約に基づいて受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値です。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しています。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。

金融資産の全部又は一部分を回収できないと合理的に判断される場合は、金融資産の帳簿価額を直接償却しています。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しています。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益で認識しています。

< 4 > 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、もしくは金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てを移転した場合、当該金融資産の認識を中止しています。

② 金融負債

< 1 > 当初認識及び測定

金融負債は、償却原価で測定される金融負債及び純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に分類しています。金融負債の当初認識時に当該分類を決定しています。

金融負債は、当該金融負債の契約条項の当事者となった取引日に当初認識しています。

すべての金融負債は公正価値で当初測定していますが、償却原価で測定される金融負債については、直接起因する取引費用を控除した金額で測定しています。

< 2 > 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

(ア) 償却原価で測定される金融負債

償却原価で測定される金融負債は、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。実効金利法による利息費用及び認識が中止された場合の利得及び損失は、純損益として認識しています。

(イ) 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債は、当初認識後、公正価値で測定し、その変動については純損益として認識しています。

< 3 > 認識の中止

金融負債は、契約で特定された債務が免責、取消し、又は失効になった場合に認識を中止しています。

③ 金融資産と金融負債の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有し、純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合に相殺します。

④ デリバティブ及びヘッジ会計

主として資産・負債に係る為替変動、金利変動、株価変動リスク及び燃料価格リスクを回避するために為替予約、コモディティ・デリバティブ等のデリバティブ取引を利用しています。これらのデリバティブ取引は、契約が締結された時点で当初認識し、公正価値で測定しています。当初認識後においても、公正価値で再測定し、関連する取引費用は発生時の費用として認識しています。ただし、ヘッジ手段であるデリバティブ取引は、ヘッジ要件を満たす場合にはヘッジ会計を適用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行いません。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で測定しています。

取得原価には、原材料、直接労務費及びその他の直接費用並びに関連する製造間接費用を含め、加重平均法に基づいて算定しています。正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積売価から完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額です。

(4) 従業員給付

① 退職後給付

従業員への退職給付制度として、確定給付制度及び確定拠出制度を採用しています。

< 1 > 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しています。

割引率は、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しています。

勤務費用及び確定給付負債の純額に係る利息純額は、純損益にて認識しています。

数理計算上の差異、確定給付負債の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く制度資産に係る収益及び資産上限額の影響の変動については、発生時にその他の包括利益にて認識し、利益剰余金に振り替えています。

過去勤務費用は発生時に全額純損益にて認識しています。

< 2 > 確定拠出制度

確定拠出型の退職給付費用については、拠出した時点で費用として認識しています。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、従業員が会社に勤務を提供したときに、当該勤務と交換に支払うことが見込まれる金額を割り引かず、費用として認識しています。

(5) 重要な引当金の計上基準

過去の事象の結果として、法的に、又は推定的に現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を持つ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しています。なお、貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値を引当金の額としています。

主なものは以下のとおりです。

有給休暇引当金 …………… 有給休暇制度に基づき従業員に対して付与される有給休暇の未消化分に対して、負債を認識しています。

不利な契約に係る引当金 … 契約による義務を履行するための不可避免的な費用が、当該契約により受け取ると見込まれる経済的便益を上回る場合、不利な契約に係る引当金を計上しています。不利な契約に係る引当金は、買付約定済みで未購入の棚卸資産について、収益性低下による損失に備えるため引当てたもので、回収不能見込額を計上しています。

(6) 外貨の換算基準

外貨建取引は、取引日における為替レート又はそれに近似するレートにより機能通貨への換算を行っています。

外貨建の貨幣性資産及び負債は期末日の為替レートにより、公正価値で測定される外貨建の非貨幣性資産及び負債は当該公正価値の算定日の為替レートで、それぞれ機能通貨への再換算を行っています。取得原価で測定される外貨建の非貨幣性資産及び負債は当初の取引日の直物為替レートで機能通貨に換算しています。当該換算及び決済により生じる差額を純損益として認識しています。

在外営業活動体の資産及び負債は期末日の為替レートにより、収益及び費用は、その期間中の為替レートが著しく変動している場合を除き、期中平均為替レートにより表示通貨への換算を行い、その結果生じる差額はその他の包括利益として認識しています。なお、在外営業活動体を処分する場合には、当該営業活動体に関連した換算差額の累計額を処分時に純損益に振り替えています。

(7) 収益認識

下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益認識

物品の販売については、通常は物品の引渡時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しています。また、契約条件によっては、返品、リベート及び値引きに応じる義務を負っており、これらを差し引いた純額で測定しています。この場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価からこれらの見積りを控除した金額を算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しています。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績等に基づき計算しています。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね120日以内に受領しているため、実務上の便法を使用し、重要な金融要素の調整は行っていません。

(8) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 記載金額の表示

百万円未満を四捨五入して表示しています。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しています。

6. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりです。

製品に係る無形資産54,423百万円

製品に係る無形資産については、各報告期間の末日現在に、資産又は資金生成単位が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価し、減損の兆候がある場合には、減損テストを実施し、回収可能性を評価しています。未だ使用可能でない製品に係る無形資産については、資産又は資金生成単位の減損の兆候の有無にかかわらず、毎年、減損テストを実施し、回収可能性を評価しています。

回収可能性の評価においては、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方を回収可能価額とし、この回収可能価額と帳簿価額を比較して、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その額を減損損失として純損益で認識しています。

回収可能価額を処分費用控除後の公正価値として算定する場合、公正価値は割引キャッシュ・フロー法を使用して算定しています。この算定の基礎となる将来キャッシュ・フローは、開発成功確率及び将来の事業計画を基礎として見積られています。主に開発成功確率、薬価及びマーケットシェアの拡大の見込みには高い不確実性が存在します。また、公正価値の算定に使用される割引率は加重平均資本コストを基礎としています。その計算手法及びインプットデータの選択に当たり、評価に関する高度な専門知識を必要とします。

予測不能な前提条件の変化などが、処分費用控除後の公正価値の算定に重要な影響を及ぼし、製品に係る無形資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(注記事項)

(連結純損益計算書に関する注記)

1. その他の費用

(非金融資産の減損)

当連結会計年度に減損損失1,302百万円をその他の費用に計上しています。

このうち、製品に係る無形資産で1,196百万円の減損損失を計上しています。これは近視を対象とするSTN1013400に係る無形資産などについて、開発中止又は開発計画の見直しに伴い収益が見込めなくなったため、減損損失を計上しています。

上記以外の減損損失は、建設仮勘定及びソフトウェアであり、将来の使用の見通しが定まっていないこと等により減損損失を計上しています。

(契約義務清算費用)

InnFocus, Inc. (米国) の買収に関する合併契約に関連した契約義務の清算をしたことに関わる費用として1,183百万円をその他の費用に計上しています。

2. 金融収益

当連結会計年度に為替換算調整勘定が実現したことにより2,271百万円を金融収益に計上しています。

これは、持分法適用会社であるTwenty Twenty Therapeutics LLC (米国) からの清算配当の受領により同社に対する重要な影響力を喪失し、同社に係る為替換算調整勘定が実現したことによるものです。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

金融資産	704百万円
営業債権及びその他の債権	518百万円
その他の金融資産	462百万円

2. 有形固定資産減価償却累計額

(減損損失累計額を含む) 70,322百万円

連結計算書類

3. Santenグループは、設備投資及び事業開発活動における投資機会の最大化のための効率的な資金調達を目的として、取引銀行とコミットメントライン契約を締結しています。当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりです。

コミットメントライン（特定融資枠）の総額	20,933百万円
借入実行額	一百万円
差引	20,933百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	363,996,254株	44,700株	21,985,400株	342,055,554株

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加は、新株予約権の権利行使によるものです。
2. 普通株式の発行済株式数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,175	17.00	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月7日 取締役会	普通株式	5,937	17.00	2024年9月30日	2024年11月29日
計		12,112			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定です。

	配当金総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	6,487	19.00	2025年3月31日	2025年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

3. 当連結会計年度末の新株予約権に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
2015年8月31日	普通株式	9,000株
2016年8月31日	普通株式	29,400株
2017年8月31日	普通株式	48,100株
合 計		86,500株

(注) 新株予約権は、すべて権利行使可能なものです。

連結計算書類

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

Santenグループは、資金運用については安全性・流動性の高い短期の金融資産を中心に運用し、また、財務健全性、資本コスト低減及び資本効率向上のため、資金調達については、銀行借入によるデット・ファイナンスのほか、債権流動化によるアセット・ファイナンスを通じた調達を行っています。デリバティブは、外貨建資産・負債の為替変動リスク及び燃料価格リスクなどを回避するために利用し、投機的な取引は一切行いません。

営業債権及びその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、信用管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期、把握する体制としています。また、その他の金融資産に含まれる債券は、発行体の信用リスクに晒されていますが、格付けの高い発行体のもののみを対象としています。

その他の金融資産に含まれる株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に公正価値を把握し、適宜、取締役会に報告する体制としています。

営業債務及びその他の債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

またSantenグループは、流動性を確保するため取引銀行とのコミットメントライン（特定融資枠）を設定しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産（デリバティブを除く）、現金及び現金同等物、営業債務及びその他の債務並びにその他の金融負債（デリバティブを除く）は短期間で決済されるため公正価値が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位：百万円)

	連結財政状態計算書計上額	公正価値	差額
(1) 金融資産	16,177	16,177	－
(2) 金融負債	(26,757)	(25,724)	1,033
(3) その他の金融負債	(190)	(190)	－

(注) 1. 負債に計上されているものについては、() で示しています。

2. リース負債は、IFRS第7号において公正価値の開示を要求されていないことから、上表の金融負債及びその他の金融負債に含めていません。

3. 金融負債は1年以内に返済予定の借入金を含んでいます。

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

以下の表は、公正価値で計上される金融商品を評価方法ごとに分析したものです。

それぞれのレベルは、以下のように定義付けられています。

レベル1：活発な市場における同一資産・負債の市場価格（調整前の価格）

レベル2：レベル1に含まれる市場価格以外の資産・負債について直接的（すなわち価格として）又は間接的（すなわち価格に起因して）に観察可能なインプット

レベル3：観察可能な市場データに基づかない資産・負債についてのインプット（観察不能なインプット）

公正価値の測定は、Santenグループの評価方針及び手続きに従い行われており、金融商品の個々の性質、特徴並びにリスクを最も適切に反映できる評価モデルにて実施しています。

（1）公正価値をもって連結財政状態計算書計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	7,844	－	3,521	11,365
営業債権及びその他の債権	－	23,615	－	23,615
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
転換社債	－	－	2,047	2,047
投資事業有限責任組合への出資	－	－	1,599	1,599
施設利用権等	－	68	78	147
負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	－	190	－	190

(2) 公正価値をもって連結財政状態計算書計上額としない金融負債

(単位：百万円)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
借入金	－	25,724	－	25,724

(注) 1 年以内に返済予定の残高を含んでいます。

(注) 公正価値の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1)金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産のうち、上場している株式の公正価値は、市場価格もしくは取引先金融機関から入手した時価情報によって測定しているため、レベル 1 の公正価値に分類しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産のうち、非上場の株式の公正価値は、簿価純資産法、類似企業比較法等を使用して評価しており、レベル 3 の公正価値に分類しています。類似企業比較法では、対象企業の類似上場企業を選定し、当該類似企業の株式指標を用いて公正価値を算定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産のうち、営業債権及びその他の債権は、請求額に基づいて測定しており、レベル 2 の公正価値に分類しています。

投資事業有限責任組合への出資は、組合財産の公正価値を測定しており、当公正価値に対する持分相当額を投資事業有限責任組合への出資金の公正価値としています。観察不能なインプットを用いているため、レベル 3 に分類しています。

(2)金融負債

借入金は、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映しており、公正価値は帳簿価額に近似しています。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様に新規借入として行った場合に想定される利率で割り引いて測定しており、レベル 2 の公正価値に分類しています。

デリバティブ負債の公正価値は、観察可能な市場情報に基づく重要なインプットを使用し、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引く等の評価技法に基づいた、取引先金融機関から入手した時価情報によっており、レベル 2 の公正価値に分類しています。

(収益認識に関する注記)

1. 売上収益の分解
主要製品売上収益

(単位：百万円)

		合計
緑内障・高眼圧症治療剤領域	コソプト配合点眼液	26,799
	タプロス点眼液	16,461
	タプコム配合点眼液	9,661
	エイベリス点眼液	5,291
角結膜疾患治療剤領域	ジクアス点眼液	11,134
	ヒアレイン点眼液	16,896
	Ikervis (アイケルビス)	11,290
	Cationorm (カチオノーム)	4,324
抗アレルギー点眼剤領域	アレジオン類 (アレジオン点眼液、アレジオンLX点眼液、アレジオン眼瞼クリーム、エピナスチン塩酸塩点眼液、エピナスチン塩酸塩LX点眼液)	31,702
	Verkazia (ベルカジア)	1,821
網膜疾患治療剤領域	アイリーア硝子体内注射液 (アイリーア 8 mg硝子体内注射液を含む)	78,052
眼感染症治療剤領域	クラビット点眼液	13,641
医療機器	プリザーフロ マイクロシャント	6,053
一般用医薬品		11,578
その他		55,301
合計		300,004

地域別情報

(単位：百万円)

	合計
日本	165,310
中国	28,927
アジア	30,097
EMEA	74,322
その他	1,349
合計	300,004

2. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2024年4月1日)	当連結会計年度期末 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	91,335	72,276
契約負債	—	—

顧客との契約から生じた債権は、連結財政状態計算書において営業債権及びその他の債権に含めています。契約負債は、その他の流動負債に含めています。また、当連結会計年度において過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額はありません。

(2) 残存履行義務に配分する取引価格

Santenグループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、SantenグループはIFRS第15号第121項の実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報を開示していません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり親会社所有者帰属持分 839円20銭
- 基本的 1 株当たり当期利益 103円98銭

(注) 1 株当たり情報の算定において、株式報酬制度に係る信託が保有する自社の株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しています。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 2025年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	第113期	(ご参考) 第112期
資産の部		
流動資産	124,877	145,215
現金及び預金	30,645	34,203
受取手形	557	472
売掛金	48,270	65,429
商品及び製品	26,103	19,471
仕掛品	133	69
原材料及び貯蔵品	6,968	6,590
その他	12,512	19,296
貸倒引当金	△310	△314
固定資産	112,775	126,633
有形固定資産	34,224	35,644
建物	13,700	14,602
構築物	53	50
機械及び装置	8,892	9,113
車両運搬具	11	9
工具、器具及び備品	1,315	1,040
土地	6,796	6,796
リース資産	80	69
建設仮勘定	3,377	3,966
無形固定資産	20,244	26,513
製造販売承認権	7,932	12,682
ソフトウェア	11,613	8,638
その他	699	5,194
投資その他の資産	58,307	64,475
投資有価証券	8,515	14,270
関係会社株式及び出資金	38,444	38,454
繰延税金資産	4,685	5,704
前払年金費用	4,989	4,302
その他	3,640	3,743
長期貸倒引当金	△1,966	△1,997
資産合計	237,652	271,848

科 目	第113期	(ご参考) 第112期
負債の部		
流動負債	63,028	63,108
買掛金	23,340	19,169
短期借入金	7,500	7,500
未払金	17,721	22,031
未払法人税等	1,654	3,353
未払消費税等	107	—
預り金	9,774	7,571
賞与引当金	2,006	2,606
買付契約評価引当金	700	—
その他	227	877
固定負債	21,178	21,235
長期借入金	20,000	20,000
デリバティブ債務	—	29
長期未払法人税等	122	—
資産除去債務	314	311
その他	742	895
負債合計	84,206	84,343
純資産の部		
株主資本	150,634	181,839
資本金	8,806	8,777
資本剰余金	9,500	9,472
資本準備金	9,500	9,472
利益剰余金	133,488	164,608
利益準備金	1,551	1,551
その他利益剰余金	131,937	163,057
退職給与積立金	372	372
別途積立金	89,109	89,109
繰越利益剰余金	42,456	73,576
自己株式	△1,161	△1,018
評価・換算差額等	2,688	5,485
その他有価証券評価差額金	2,688	5,506
繰延ヘッジ損益	—	△20
新株予約権	124	181
純資産合計	153,446	187,505
負債・純資産合計	237,652	271,848

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

損益計算書 2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	第113期	(ご参考) 第112期
売上高	188,101	195,238
売上原価	96,587	92,062
売上総利益	91,513	103,176
販売費及び一般管理費	68,105	75,164
営業利益	23,408	28,013
営業外収益	3,426	4,279
受取利息及び受取配当金	459	536
生命保険配当金	157	157
デリバティブ評価益	—	232
利用料収入	2,632	3,196
その他	178	156
営業外費用	602	1,019
支払利息	352	222
為替差損	136	248
訴訟関連費用	—	410
自己株式取得費用	67	29
その他	47	110
経常利益	26,232	31,272
特別利益	814	1,915
固定資産処分益	5	2
投資有価証券売却益	368	1,912
関係会社清算益	440	—
特別損失	1,909	7,384
固定資産処分損	32	24
減損損失	106	—
災害による損失	39	755
関係会社貸倒引当金繰入額	—	1,997
事業構造改革費用	—	4,609
契約義務清算費用	1,733	—
税引前当期純利益	25,137	25,803
法人税、住民税及び事業税	5,136	6,529
法人税等調整額	2,197	595
当期純利益	17,804	18,680

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

計算書類

株主資本等変動計算書 2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計
						退職給与積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	8,777	9,472	－	9,472	1,551	372	89,109	73,576	164,608
事業年度中の変動額									
新株の発行	28	28		28					－
剰余金の配当				－				△12,112	△12,112
当期純利益				－				17,804	17,804
自己株式の取得				－					－
自己株式の処分			8	8					－
自己株式の消却			△36,820	△36,820					－
利益剰余金から資本剰余金への振替			36,812	36,812				△36,812	△36,812
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				－					－
事業年度中の変動額合計	28	28	－	28	－	－	－	△31,120	△31,120
当期末残高	8,806	9,500	－	9,500	1,551	372	89,109	42,456	133,488

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,018	181,839	5,506	△20	5,485	181	187,505
事業年度中の変動額							
新株の発行		57			－		57
剰余金の配当		△12,112			－		△12,112
当期純利益		17,804			－		17,804
自己株式の取得	△37,836	△37,836			－		△37,836
自己株式の処分	875	882			－		882
自己株式の消却	36,820	－			－		－
利益剰余金から資本剰余金への振替		－			－		－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）		－	△2,817	20	△2,797	△57	△2,854
事業年度中の変動額合計	△142	△31,205	△2,817	20	△2,797	△57	△34,059
当期末残高	△1,161	150,634	2,688	－	2,688	124	153,446

（注）記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

<個別注記表>

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券……………償却原価法

② 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) デリバティブ……………時価法

(3) 商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品…総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 31～50年

機械及び装置 8年

その他 4～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年又は10年）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 長期前払費用……………均等償却

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …………… 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため引当てたもので、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性の検討を行ったうえ個別見積額を計上しています。

(2) 賞与引当金 …………… 従業員の賞与支給に備えるため引当てたもので、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しています。

(3) 買付契約評価引当金 …… 買付約定済みで未購入の棚卸資産について、収益性低下による損失に備えるため引当てたもので、回収不能見込額を計上しています。

(4) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため引当てたもので、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金又は前払年金費用として計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生 of 事業年度から費用処理しています。

5. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用し、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益認識

物品の販売については、通常は物品の引渡時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しています。また、契約条件によっては、返品、リベート及び値引きに応じる義務を負っており、これらを差し引いた純額で測定しています。この場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価からこれらの見積りを控除した金額を算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しています。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績等に基づき計算しています。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね120日以内に受領しているため、実務上の便法を使用し、重要な金融要素の調整は行っていません。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約等の振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を行っています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段…為替予約取引、コモディティ・デリバティブ取引
- ・ヘッジ対象…外貨建金銭債務、原燃料費

(3) ヘッジ方針

主として資産・負債に係る為替変動、金利変動、株価変動リスク及び燃料価格リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針です。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。なお、振当処理によっているものについては、有効性評価を省略しています。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しています。

計算書類

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりです。

退職給付債務15,083百万円

当社は、従業員の退職給付に備えるため、確定給付制度を採用しており、当事業年度末における退職給付債務の算定に使用される割引率には高い不確実性が存在します。

予測不能な前提条件の変化などにより退職給付債務の算定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、退職給付債務は年金資産と相殺した上で、貸借対照表には前払年金費用4,989百万円として計上しています。

(注記事項)

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産減価償却累計額 (減損損失累計額を含む)	51,546百万円
2. 保証債務 子会社の金融機関からの借入金に対する債務保証	6,483百万円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	8,577百万円
長期金銭債権	1,966百万円
短期金銭債務	11,415百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
売上高	19,298百万円
仕入高	2,547百万円
その他の営業取引高	17,076百万円
営業取引以外の取引高	3,055百万円
2. 関係会社清算益	
当社連結子会社の参天ビジネスサービス株式会社（日本）の清算終了に伴う清算益です。	

3. 減損損失

当社は継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎とし、事業用資産をグルーピングしており、遊休資産等については個別資産をグルーピングの最小単位としています。

当事業年度において、106百万円を減損損失として特別損失に計上しています。減損損失を認識した資産は以下のとおりです。

場所	用途	種類	金額
滋賀県多賀町	遊休資産	建設仮勘定	46百万円

上記の遊休資産については、今後の使用見込みがないことから、回収可能価額を使用価値により測定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

場所	用途	種類	金額
大阪市北区	事業用資産 (その他の資産)	ソフトウェア	60百万円

上記の事業用資産については、収益性が低下していることから、回収可能価額を使用価値により測定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

4. 契約義務清算費用

InnFocus, Inc. (米国) の買収に関する合併契約に関連した契約義務の清算をしたことに関わる費用です。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式に関する事項

	当事業年度期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	786,780株	22,443,723株	22,538,988株	691,515株

- (注) 1. 自己株式の当事業年度末株式数には、株式報酬制度に係る信託が保有する自社の株式が59,329株含まれています。
2. 自己株式の株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得、株式報酬制度に係る信託による自社の株式の取得、譲渡制限付株式報酬として割り当てた普通株式の一部の無償取得及び単元未満株式の買取によるものです。
3. 自己株式の株式数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分及び株式報酬制度に係る信託による自社の株式の処分によるものです。

計算書類

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	26,539百万円
退職給付引当金	1,473百万円
税務上の繰延資産	1,367百万円
貸倒引当金	910百万円
賞与引当金	596百万円
減価償却超過額	263百万円
減損損失	242百万円
委託研究費等	233百万円
未払金	135百万円
未払事業税等	133百万円
返金負債	62百万円
棚卸資産評価減	46百万円
その他	1,777百万円
繰延税金資産小計	33,776百万円
評価性引当額	△27,859百万円
繰延税金資産合計	5,916百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,232百万円
繰延税金負債合計	△1,232百万円

繰延税金資産（負債）の純額 4,685百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内容

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引上げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.52%から2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.42%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は94百万円増加し、法人税等調整額が129百万円、その他有価証券評価差額金が35百万円それぞれ減少しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd.	所有 間接100%	医療用医薬 品販売	製品等の販売 (注1)	4,592	売掛金	2,440
				ロイヤルティの 受領及びシステ ム利用料等の受 領等 (注1、2)	1,340	その他の 流動資産 (未収入金)	389
				資金の借入 (注3)	7,500	短期 借入金	7,500
	Santen SA	所有 間接100%	資金取引 医療用 医薬品販売	製品等の販売 (注1)	3,440	売掛金	614
				ロイヤルティの 受領及びシステ ム利用料等の受 領等 (注1、2)	4,894	その他の 流動資産 (未収入金)	2,270
				債務保証 (注4)	6,483	—	—

- (注) 1. 製品等の販売及びロイヤルティの受領については、市場価格等を勘案して決定しています。
2. システム利用料等の受領については、サービスにかかる費用の実際発生額を基礎として両社の協議の上で決定しています。
3. 資金の借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。なお、担保の提供はありません。
4. Santen SAの銀行借入(40百万ユーロ)につき、債務保証を行ったものです。

計算書類

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1 株当たり純資産 | 449円15銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 51円03銭 |

(注) 1 株当たり情報の算定において、株式報酬制度に係る信託が保有する自社の株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しています。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

参天製薬株式会社

取締役会 御中

2025年5月9日

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 小幡 琢哉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 春名 智之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、参天製薬株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結純損益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、参天製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

参天製薬株式会社

取締役会 御中

2025年5月9日

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 小幡 琢哉

公認会計士 春名 智之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、参天製薬株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第113期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き実地確認を行いました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

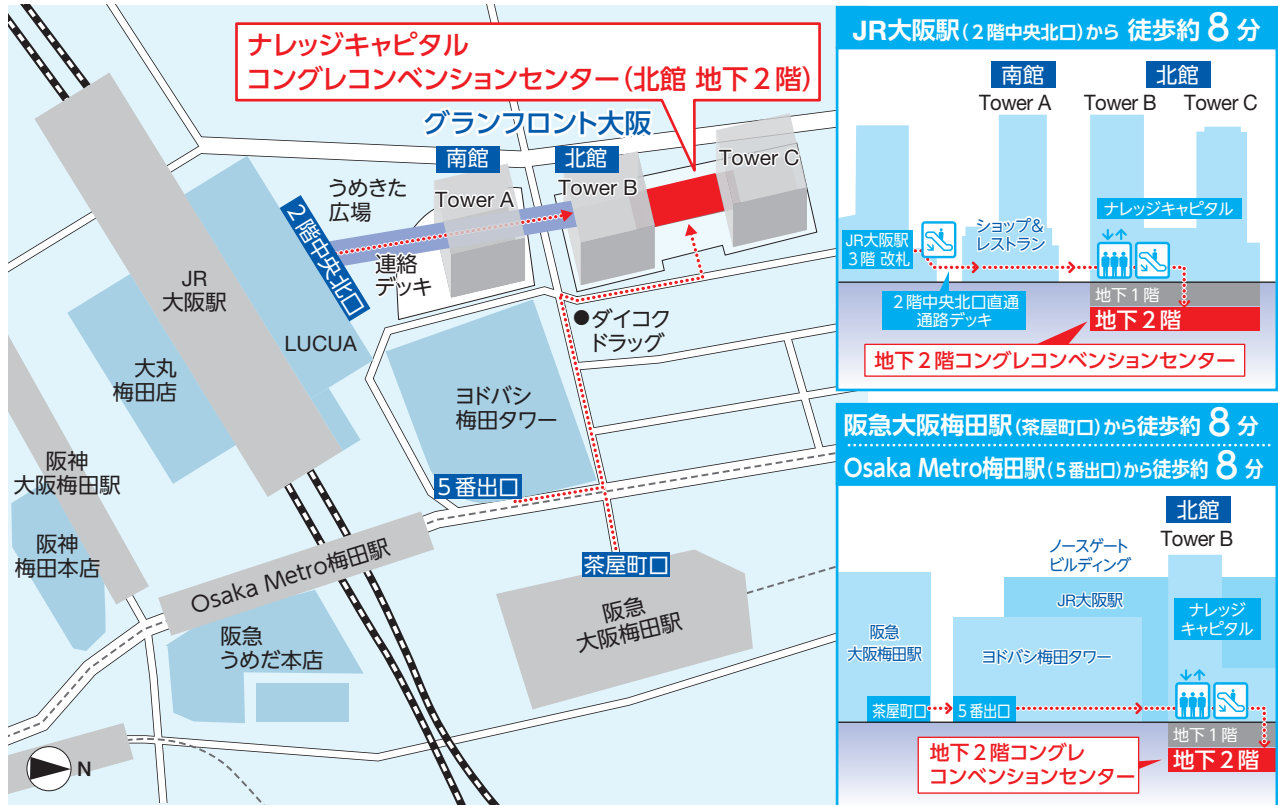
2025年5月12日

参天製薬株式会社 監査役会

常勤監査役	井阪 広	印
社外監査役	朝谷 純一	印
社外監査役	穂高弥生子	印
社外監査役	宗像雄一郎	印

以 上

参天製薬株式会社 株主総会会場 ご案内図



日時 2025年6月24日(火曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 グランフロント大阪 ナレッジキャピタル
コングレコンベンションセンター(北館 地下2階)
大阪市北区大深町3番1号
電話: (06) 6292-6911

株主総会ご出席株主さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。